

令和 6 年 12 月 6 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 6 年 11 月
第 436 回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年 12 月 6 日 (金曜日)

出席議員 (54 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	35 番	埋 橋 茂 人
8 番	垣 内 将 邦	36 番	続 木 幹 夫
9 番	早 川 大 地	37 番	中 川 博 司
10 番	佐 藤 千 枝	38 番	両 角 友 成
11 番	丸 山 寿 子	39 番	清 水 純 子
12 番	小 林 君 男	40 番	小 池 久 長
13 番	勝 野 智 行	41 番	酒 井 茂
14 番	加 藤 康 治	42 番	堀 内 孝 人
15 番	小 林 あ や	43 番	依 田 明 善
16 番	清 水 正 康	44 番	山 岸 喜 昭
17 番	向 山 賢 悟	45 番	小 林 東 一 郎
18 番	山 田 英 喜	47 番	毛 利 栄 子
19 番	大 井 岳 夫	48 番	和 田 明 子
20 番	丸 茂 岳 人	49 番	宮 澤 敏 文
21 番	花 岡 賢 一	50 番	丸 山 栄 一
22 番	望 月 義 寿	51 番	小 池 清
23 番	山 口 典 久	52 番	宮 本 衡 司
24 番	藤 岡 義 英	53 番	西 沢 正 隆
25 番	川 上 信 彦	54 番	風 間 辰 一
26 番	百 瀬 智 之	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番 萩原 清 | 57 番 服部 宏昭
欠席議員 (2名)

30 番 大畑 俊隆 | 34 番 荒井 武志

説明のため出席した者

知事	阿部 守一	農政部長	小林 茂樹
副知事	関 昇一郎	林務部長	須藤 俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢 直隆	建設部長	新田 恭士
企画振興部長	中村 徹	建設部リニア整備推進局長	室賀 荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林 真人	会計管理者兼会計局長	尾島 信久
総務部長	渡辺 高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢 正
県民文化部長	直江 崇	財政課長	新納 範久
県民文化部こども若者局長	高橋 寿明	教育長	武田 育夫
健康福祉部長	笹渕 美香	教育次長	米沢 一馬
環境部長	諏訪 孝治	教育次長	曾根原 好彦
産業労働部長	田中 達也	警察本部長	鈴木 達也
産業労働部営業局長	合津 俊雄	警務部長	長瀬 悠
観光スポーツ部長	加藤 浩	監査委員	増田 隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原 涉	議事課担当係長	萩原 晴香
議事課長	矢島 武	総務課庶務係長	矢島 修治
議事課企画幹兼課長補佐	山本 千鶴子	総務課主任	東方 啓太
議事課委員会係長	風間 真楠	総務課主事	古林 祐輝

令和6年12月6日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案及び委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案及び委員会提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。通告に従い、私見を交え、2項目について質問いたします。

初めに、職員宿舎について、以下、総務部長にお聞きいたします。

面積が広い本県においては、職員の異動も広範囲となるため、異動する職員が住居を迅速に確保し円滑な公務執行を行うためにも、職員宿舎は不可欠と思われませんが、現在、何棟、何戸あるのか。また、その入居率はどの程度か、伺います。

入居率が低い職員宿舎については有効活用が必要と考えますが、県としてどのような取組を行っているのか。

また、老朽化で廃止することとした宿舎については、適切に管理していく必要があります。

廃止後の処分の手続と近年の売却状況を伺います。

中長期修繕・改修計画では、職員宿舎で生活する職員とその家族の満足度の向上を図りながら計画的に修繕と改修を行うとしております。職員宿舎は今後も県の福利厚生の一環として一定数維持していく必要があると考えます。今後の職員宿舎の在り方についての見解を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には職員宿舎について大きく3点のお尋ねを頂戴しております。

まず、職員宿舎の棟数、戸数、入居率についてでございます。

令和6年5月現在、知事部局、教育委員会、警察本部を合わせた管理戸数は、334棟4,380戸。内訳といたしましては、世帯用、273棟2,644戸、単身用、42棟1,198戸、寮、19棟538戸でございます。入居率は全体で69.5%であり、世帯用69.6%、単身用81.6%、寮42%となっております。

次に、職員宿舎の有効活用、廃止後の売却手続、その状況についてでございます。

まず、職員宿舎の有効活用につきましては、それぞれの任命権者の枠を超えた相互での共同利用、台風や地震などによる被災者の方、また、他県からの応援職員の皆さんへの貸出しなど、各種事情や入居状況を踏まえながら貸出し等を行っているところでございます。

廃止後の処分手続、売却状況についてでございますが、廃止した職員宿舎は、ファシリティマネジメント基本方針に基づき、県機関での活用を検討。次に、市町村等の活用希望を確認した上で、それぞれ活用希望のないものにつきましては一般競争入札等により売却をしております。売却数は、令和元年度から令和5年度の5年間で110件となっております。

次に、今後の職員宿舎の在り方についてのお尋ねでございます。

県では、平成25年度に職員宿舎管理戸数適正化実行計画を策定し、今後も維持する必要がある宿舎を定めているところでございます。具体的に維持するものとしては、山間僻地や県外に勤務する職員用宿舎、居住場所が勤務公署の近接地に制限されている職員用の宿舎、災害発生時の初動対応に備え県庁や各合庁から近距離に立地する宿舎でございます。

この実行計画で維持するとした宿舎につきましては、県ファシリティマネジメント推進会議で策定した中長期修繕・改修計画に沿って、長寿命化など目標年数まで使用できるよう計画的な修繕を行っております。いずれの計画も、職員数及び組織の状況等の変化も見込まれることから、5年ごとに見直しを行いながら管理をしております。今後も、必要な修繕や有効活用を図りながら、広い県土の中、職員が安心して働くことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

職員宿舎の適正な戸数管理を進めていることを評価いたします。また、単身用の入居率が高く、かなり利用されていることが分かりました。

職員宿舎管理戸数適正化実行計画及び中長期修繕・改修計画は5年ごとに見直しを行っているということでしたが、入居率の低いところについては利活用や廃止の検討をしていただき、また、知事部局、教育委員会、警察本部職員の共同利用を一層進めるなどの効率的利用を推進していただくとともに、住環境の快適化にも努めていただき、職員宿舎全体の適正化の向上を図っていただくよう要望し、この質問は終わります。

次に、農業政策に関して質問をさせていただきます。

先月の信濃毎日新聞への投稿に、「世の中さまざまな仕事があり、どれも生活していく上で大切な仕事ですが、その土台になるのは人間の体を作る食物です。心身ともに喜ぶ食物を生み出す農業の存在は大きな役割を担っていると思うと、なんてやりがいのある仕事でしょう。けれど、農家の高齢化などで耕作放棄地が年々増えています。田畑は、1年放っておくと復活するのがとても困難な状況になります。たった1回の遅霜や台風などで1年通して育ててきた作物が駄目になってしまう、安定した収入がない、そんな農業を子どもに継いでほしいとはとても言えません。子どもたちに、農業を憧れの仕事と思ってほしいとの記事を先日目にしました。時給を上げるとか週35時間労働にするとか政治家が言っていますが、農家には遠い話です。衆院選が終わりましたが、耕作放棄地がこれ以上増えないように、美しい田園風景が守られるように、農家を準公務員化するなどして安定した収入が得られるように、優先的に目を向けてほしいです」とありました。

この投稿内容は、今の農家の皆さんのお気持ちそのものと感じ、今回、県の取組について確認をさせていただきます。

一昨日は、大井議員が持続可能な農業について、また、昨日は、青木議員が担い手確保や稼ぐ農業について、また、中川県議から有機農業の推進について質問されておりましたので、私からは、違う視点から、農業政策に関して、以下6点、農政部長にお聞きいたします。

農林水産省が先月26日に発表した食品価格動向調査によりますと、18日から20日の野菜小売価格は、キャベツが平年比で2.4倍値上がりし、大根は56%高、白菜が53%高、ネギが33%高など、その他の野菜も10%から50%も高くなっております。また、米価格も以前の1.4倍の状況であります。

生産農家から、各段階において全てが引き上げられていけばよいのですが、納入先によって引取り価格の引上げができていない部分もあるように聞いております。

そこで、農産物の幅広い品目を対象とした生産から消費までの各段階での適正な価格取引を推進する仕組みが必要と考えます。県の見解と取組について伺います。

全国と同様に、県内でも、老朽化が指摘されている農業倉庫など共同利用施設の整備、更新が課題となっております。そこで、補助金などの拡充や地元の状況を踏まえた弾力的な運用を後押しする政策を求めますが、いかがでしょうか。

県内には、農業用ため池が約1,900か所あります。東日本大震災や西日本豪雨などで農業用ため池が決壊したことなどから、全国各地で防災工事が計画、実施されておりますが、県内の実施状況について伺います。

また、ため池の堤体は草原性の希少植物の生育地であることが多いことから、掘削工事で希少な動植物が表土ごと失われる可能性が高いと言われております。そのため、日本生態学会の自然保護専門委員会が、農業用ため池の防災工事を行う際は貴重な堤体植生に配慮するよう求める要望書を、本年3月、長野県にも提出しております。本県における対応状況についてお伺いいたします。

農業分野におけるゼロカーボンの取組についてもお聞きいたします。

近年、地球温暖化は急速に進行しており、2023年の世界の年平均気温は観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加しました。我が国におきましても、昨年は統計開始以降では最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の品質低下、熱中症のリスク増加など、気候変動の影響が全国各地で現れています。

温暖化の要因となる温室効果ガスの排出抑制は、今を生きる私たちにとって喫緊の課題となっております。

本県は、気候非常事態宣言を2019年12月に宣言し、2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロを決意しております。ゼロカーボン戦略ロードマップでは、温室効果ガス排出量を2010年と比べ2030年に6割削減する目標を掲げ、様々な施策が実施されていると承知しております。

国際的な取組で、世界の土壌の表層の炭素量を年間0.4%増加させることで人間の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づく4パーミルイニシアチブというものがあります。日本の都道府県としては、2020年に山梨県が初めて参加して取り組んでおり、果樹を中心に約5,300ヘクタールまで拡大しているとのことですので、そこで、本県もこの4パーミルイニシアチブに積極的に取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

農業で使用する機械や施設の多くは化石燃料で稼働しており、これらから排出される温室効果ガスは、国の統計によると、農林水産分野における排出量の37%を占めております。さらに、ハウス栽培をされている農家の方から、昨今の燃料高騰が経営を圧迫しており、先行き不安であるとの声も聞いております。

私は、化石燃料からの脱却は、将来的な農業経営の安定化や新しい農業形態にもつながると

考えます。また、農業分野での温室効果ガスを排出しないゼロカーボンの実現に向け、本県の恵まれた日照時間を生かした太陽光発電等による再生可能エネルギーを活用した機械や施設の導入など、新たな取組を積極的に進めていく必要があると考えます。

そこで、本県では農業分野におけるゼロカーボンの実現に向けた取組をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業政策について6点御質問をいただきました。

最初に、農産物の適正な価格取引への仕組みづくりについてのお尋ねです。

農業者が安定した収入を確保し、安心して経営を継続していくためには、生産コストが適切に反映された再生産可能な価格で取引されることが必要でございます。一方で、農作物の大半は、広域的な市場流通の中で、需要と供給のバランスにより価格が決定されており、県が価格転嫁の仕組みを構築することは極めて困難であることから、適切な価格転嫁の仕組みづくりを進めるよう国へ強く要望しているところでございます。

さらに、流通事業者から消費者までの理解も重要であることから、生産現場の姿を発信するとともに、地産地消の推進など適正な価格形成に向けた環境づくりをしあわせバイ信州運動としても取り組んでまいるところでございます。

次に、共同利用施設の更新についてのお尋ねです。

老朽化した共同利用施設の更新については、産地の将来を見通す中で、その機能や規模、また、現存する施設の再編による効率化や低コスト化などの視点で計画的に実施することが重要となります。県では、こうした視点を踏まえて助言するとともに、活用が可能な補助事業による支援などを行っているところでございます。

事業に当たっての課題は産地ごとに様々であり、支援にも多様なニーズに対応できる一定の弾力性が必要であると考えております。引き続き産地における基盤の強化に向けた施設整備を支援するとともに、それぞれの事情にきめ細やかに対応できる制度となるよう国に要請してまいります。

次に、農業用ため池の防災工事の実施状況についてのお尋ねです。

県では、決壊により人的被害を与えるおそれがある688か所を防災重点農業用ため池に指定し、耐震性などを調査の上、必要な対策を講じているところでございます。規模が大きいものから順次調査し、対策が必要と判定された256か所について計画的に防災工事に着手しており、本年度までに115か所について廃止を含めた防災工事が完了または実施中となっております。未着手の141か所につきましても、令和12年度までに順次着手する計画であり、引き続き着実に対策を進めてまいります。

次に、農業用ため池の堤体植生に配慮した防災工事についてのお尋ねです。

防災工事の実施に当たっては、専門家などにより調査を行い、動植物の生息状況を確認の上、貴重な動植物の保全に配慮した計画となるよう取り組んでおります。

上田市のため池の例では、堤体に確認された貴重な植物を保全するため、専門家の指導の下、地域の皆さんも参加する中で工事前に移植するとともに、掘削した表土を一時的に保管し、工事後の堤体表面に戻す工法を採用するなど、従前の植生の復元を図りました。引き続きため池管理者や地域と調整を図りながら、堤体植生に配慮した事業の実施に努めてまいります。

次に、4パーミルイニシアチブの取組についてのお尋ねです。

土壤に炭素を貯留する4パーミルイニシアチブの取組は、ゼロカーボンに向け、多くの方が取り組みやすいアクションであると認識しております。特に、果樹の生産が盛んな本県では、剪定作業で生じる大量の枝があり、これを炭にして土壤へ施すことで炭素を貯留できることから、まずはこの取組の拡大を図ってまいります。

県では、剪定枝を炭化する専用の機器の購入を補助するとともに、農業農村支援センターへ機器を配備し、実演会の開催や無償貸出しを行い、実際の体験を通じてゼロカーボンに貢献する意義を理解し、自らの取組としていただけるよう進めているところでございます。また、4パーミルイニシアチブの推進を図る全国協議会にも参画し、情報交換等を行っているところであり、引き続き好事例を参考にしながら積極的に取組を進めてまいります。

最後に、ゼロカーボンの実現に向けた農業分野の取組についてのお尋ねです。

自然と向き合う産業である農業は、ゼロカーボンに果たす役割が非常に大きく、ゼロカーボンを自らの課題として営農に反映していくことが重要と考えます。

県では、水田から発生するメタンガスの抑制技術の開発と普及、有機農業の推進、作業効率の向上による省エネルギー化など、様々な視点から取組を進めるとともに、機会を捉えて農業関係者の皆様にゼロカーボンに向けての協働を呼びかけているところでございます。

第4期長野県食と農業農村振興計画におきまして、環境に優しい農業など持続可能な農業の展開を重点事項の一つとして位置づけており、ゼロカーボンは本県農業に欠かせない取組と認識しております。引き続き様々なステークホルダーと共にゼロカーボンへのアプローチを重ねながら、持続可能な信州の農業の実現に鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。各事柄についてそれぞれしっかり進めていくとの回答と捉えさせていただきます。

今回、知事にはお聞きしませんでした。知事におかれましては、稼げる農業で信州の農

業・農村を守り、未来に続いていくとともに、ゼロカーボン実現に向けてあらゆる取組を進めていただくことに御期待申し上げまして、一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

長野県は、日本国内でも自然環境や歴史的文化的文化資源に恵まれた地域として広く知られています。四季折々の美しい風景に囲まれ、豊かな伝統文化や地域資源を生かした多様な産業が息づいている長野県は、多くの住民にとって誇りと感じられる故郷であり続けています。

しかし、近年、長野県を取り巻く社会環境は急速に変化しており、人口減少と少子高齢化が深刻な課題として浮き彫りになっています。これらの問題によって地域社会の活力が低下し、持続的な発展が危ぶまれる状況が続いています。その中で、県としても人口減少対策を進めるための信州未来共創戦略（仮称）案を取りまとめ、公表しました。

長野県の人口は、今年に入り200万人を切り、今後さらなる減少が予想されています。既に働き手の不足など困難が現れており、このままではさらに深刻な問題が増えるおそれがあります。一方で、Uターン就職や移住を通じて、再び地域に戻りたい、または長野県で新たに暮らしたいという意欲を持つ若者も一定数存在しています。しかしながら、現在も悩まされているのは、地域で育った子供たちが都会の大学へ進学、卒業後、そのまま地元に戻らないという問題です。

地方創生を掲げてから10年が経過しましたが、多くの課題が依然として残っています。昨日青木議員の質問の中でも触れられましたが、私も先日開催された都道府県議会議員研究交流大会に参加しました。一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム理事・会長である水谷智之講師による講演が行われ、「地方創生から10年 若者に選ばれ続ける地域づくり」と題して、島根県海士町にある県立隠岐島前高校の事例が紹介されました。

海士町は人口2,300人という小さな町で、その高校はかつて廃校寸前まで追い込まれました。海士町は島根半島の北約60キロの日本海に浮かぶ隠岐諸島にあり、もし島唯一の隠岐島前高校が廃校になれば、中学を卒業し、高校に進学したい生徒たちは全て島から出ていくこととなります。中には、生徒だけでなく、家族ごと島から出ていく可能性もあります。そこで、青春期に地域への愛着を育む高校の廃校は地域消滅とほぼ同義であるとの強い危機感を持ち、改革に着手したといえます。

隠岐島前高校では、まず「失敗の日」という学校行事を設け、あえて失敗の可能性が高い挑戦に取り組み、その結果を仲間と共にたたえ合いながら未来への新たな一歩を踏み出す勇気を

育んできました。また、地域留学制度や地域密着型教育を通じて生徒数減少の対策や地域活性化に取り組み、その効果は全国的にも注目を集めています。

さらに、この高校では、木曜日を登校日とせず、地域の仕事に実際に触れる体験や自ら立案したプロジェクトを遂行する時間に充てる独自の教育を実施しました。こうした実践を通して、生徒たちは、失敗を恐れず行動し、地域住民と一体となりながら社会を直接体験しています。

これらの取組により、教育の魅力が向上し、島外からの留学生や移住希望者が増加しました。一時的であっても、若者が地域を訪れることで地域全体に活気が生まれ、再び活力を取り戻すきっかけとなったといえます。

また、講演では、15歳から18歳の時期が最も社会感度が育つ年代であるという話もありました。若者が長野県での就職や定住を決断するためには、支援制度の拡充だけでは不十分で、郷土愛を醸成し、地域に対する愛着と誇りを育むことが不可欠です。

地域に根づく若者が増えることで長野県はさらに活力を取り戻し、持続可能な地域社会を築けると考えています。そのためには、Uターン就職の促進に加え、地域への愛着を深める教育や支援が重要です。特に、若者が地域に戻ることを地域貢献として位置づけ、彼ら自身が長野県の未来を担うという自覚と誇りを持てる環境づくりが求められています。

本日は、この視点を基に、Uターン就職を促進するための施策について、次に、県外から移住をされる方も含め、郷土愛を育む施策とその意義について、この二つのテーマについて質問させていただきます。

まず、若者のUターン就職を促進するための具体的な施策について伺います。

県外に進学した若者が再び長野県に戻って就職するためには、県としてどのような支援が可能であるのか、現状の取組と課題を明確にすることが必要です。若者が将来において長野県を選ぶための方策について、以下の視点から検討したいと思います。

1、大学生が長野県を就職先として選ぶ理由は何か。

長野県内の企業が学生にとって魅力的な就職先となるためには、働きやすい職場環境や充実したキャリアパスの整備が不可欠です。県外の大学に進学した学生がUターン就職を選ぶ理由には、故郷への愛着や家族との距離感の近さといった要素が挙げられますが、それだけでは十分ではありません。県内企業の成長性や魅力、さらには地域での生活環境の質が最終的な選択に大きな影響を及ぼします。

そこで、長野県として、学生がUターン就職を選ぶ際に決定的となる要因についてどのような調査や分析を行っているのでしょうか。これに関連する具体的なデータや調査結果があれば御提示ください。また、これらを踏まえて、現在の施策をどのように改善し、実効性を高めていくのかについてもお聞かせください。

2、Uターン就職のための支援策の拡充について。

長野県では、これまで、Uターン希望者に対して様々な支援策を実施してきました。しかし、社会環境の変化に応じて、より効果的な取組が求められると感じます。例えば、大学在学中から地元企業との接点を持つ機会を増やすための情報提供の強化や、インターンシップ制度のさらなる拡充、そして、オンラインを活用した就職活動支援の推進などが挙げられます。

また、近年、都市部での生活に疲れ、地元へのUターンを検討する30代の若者が増加しているとの報告があります。しかし、転職希望者にとって、地元の企業の情報はハローワークなどに限定されており、適切な企業選択が難しい現状です。

そこで、県としてUターン希望者に向けて提供している支援策の現状について伺うとともに、社会環境の変化や課題に応じて転職を希望する若者にどのようなアプローチを行い、Uターン就職の促進を図っていくのか。既存施策の効果を高めるための今後の展開についてもお伺いします。加えて、オンラインインターンシップやリモート企業説明会など、デジタル技術を活用した取組についても現状と展望をお聞かせください。

3、Uターン就職が郷土愛と結びつく意味について。

Uターン就職を選ぶことは、単なる地元への帰還を超えて、地域社会への愛着や誇りを示す行動でもあります。しかしながら、実際には、故郷に帰りたいという動機以上に、地域での生活の質、子育ての環境などが重要な判断基準となります。若者がUターン就職を決断する際の心理的要因や動機について県としてどのように分析しているのか。また、こうした分析結果をどのように支援策に反映しているのか。具体例を含めてお伺いします。以上3点を田中産業労働部長に伺います。

次に、若者の郷土愛を育むための施策とその意義について伺います。

地域への愛着は、地元にとどまるべきだという押しつけではなく、若者自身が地域に貢献したいと感じる動機をつなげるべきものです。また、新たに県外から移住してくる方々が長野県で暮らし、活躍していくためにも、地域に愛着を持つことは重要と考えます。

そこで、伺います。

1、若者が長野県で暮らす価値をどう考えているのか。

現代の若者は、単に仕事の有無だけではなく、生活の質や自己実現の可能性を重視する傾向があります。県は移住の促進に力を入れていますが、県外の若い世代が長野県での暮らしに価値を見出すためには、豊かな自然環境や地域資源を活用した生活スタイルの魅力を効果的に発信することが重要です。

そこで、県外の若者や子育て世代が長野県での暮らしに魅力を感じられるような具体的な施策について、県がどのような取組を行っているのか、中村企画振興部長にお伺いします。

2、郷土を愛する心を育む教育について伺います。

郷土を愛する心を育む教育は、地域社会の一体感を高める一方で、若者に地元にとどまるべきだといった押しつけを感じさせない配慮が求められています。また、学校には、県外出身の教員や県内出身であっても生まれ育った地元の学校に勤務していない教員が一定数いることも、郷土を愛する心を育む教育を進めていく上では考えておかなければならない点だと思います。

そこで、学校現場での郷土を愛する心を育む教育について、学校にはどのような取組があるのか、お聞かせください。また、教員が勤務する地域に愛着を持つ上で大切にすべきことは何か、武田教育長の御見解を伺います。

3、県外者が長野県で郷土愛を育むための方法とは。

県外から来た移住者や教員が長野県に愛着を持ち、地域に根を下ろすためには、地域社会の受入れ態勢や支援体制の強化が必要です。そこで、県として、県外出身者や移住者が地域社会に溶け込むための支援策についてどのような取組を行っているのかを中村企画振興部長に伺います。

以上、本日は、二つの大きなテーマ、Uターン就職の推進と郷土愛の醸成についてお尋ねしました。

長野県が今後も持続可能な発展を遂げるためには、若者たちが長野県で暮らすことの価値を実感し、地域に根差して活躍できる環境の整備が欠かせません。そのためには、Uターン就職を支える施策と郷土愛を育む教育の充実が重要な鍵を握ると言えます。

若者が自らの意思で長野県を選び、ここでキャリアを築いていくことは、地域の活力を支え、未来の長野県を形づくる原動力となります。Uターン就職や地域貢献は、単なる地元回帰を意味するだけでなく、都市で培った新たな視点やスキルを地域に還元することで、地方の活性化を大きく後押しする可能性を秘めています。

また、郷土愛の醸成は、若者が地域に愛着を持ち、誇りを感じることを通じて、将来的に地域社会に貢献し続ける基盤となります。これは、単なる定住の推奨にとどまらず、過去に知事自身も長野県への移住を決められたように、若者一人一人が長野県での生活に価値を見だし、自らの人生を豊かにする選択肢としてこの地を選べるよう支援していくことが重要です。

そこで、最後に阿部知事にお伺いいたします。

今後も長野県が若者にとって魅力的であり続けるためには、行政、企業、教育現場、そしてその地域が一体となり、取り組むことが重要です。若者たちが地域で活躍し、未来の長野県を支えるリーダーへと成長していくために、知事として、都会に住む若者や再就職を希望する若者に向けて、長野県で暮らし、働くことの価値について力強いメッセージをいただくとともに、若者や子育て世代の未来を支えるために長野県としてどのような取組を進めていくのか、御見

解をお聞かせください。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、学生のUターン就職支援策についてでございます。

本県では、学生がUターン就職を決める要因につきまして、委託事業者を通じた県出身者を含む大学生の意識調査やUターン就職促進協定締結校に対するヒアリングなどを通じまして実態の把握に努めているところでございます。

また、地元就職をする理由をデータ上で見ますと、距離、時間、交通費を地元就職の課題とした割合が令和5年度では49%となるなど、毎年上位に挙げられており、また、近年では、都市部の企業と比較した際の福利厚生や雇用条件の差をネックとする学生が、令和5年度の2.8%から、本年度は10.6%に増加しているなど企業の職場環境を重視しておりまして、働きやすい職場の認定・認証制度の取得は当然として見られている傾向も把握しているところでございます。

こうした学生の動向を踏まえながら、今年度からは、県外学生が県内での就職活動に要する交通費の補助を開始し、また、奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金につきまして、市町村との併給を可能にするなど、企業が利用しやすくなる仕組みに見直すとともに、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得を通じた働きやすい職場環境づくりの推進などの施策を展開しているところでございます。

引き続き学生から選ばれる企業を増やすため、効果的な情報発信を通じてUターン就職希望者の意思決定をサポートするとともに、福利厚生の充実に向けて実効性を高める取組を進めてまいります。

次に、Uターン就職のための支援策と今後の展開についてでございます。

本県では、Uターン就職希望者向けに、移住ポータルサイト「楽園信州」等を通じた情報発信、長野労働局と連携し、銀座NAGANOにおいて移住相談と職業紹介を一体的に行うなど、企業とのマッチング機会の提供、UIJターン就業・創業移住支援金の支給等による移住コストの軽減、この大きく三つの施策を展開しているところでございます。

今年7月に東京で開催しました移住希望者向けの「信州で暮らす、働くフェア」では、昨年に引き続き、自治体の参加に加えて企業ブースも出展しましたところ、過去最高の来場者数731名を記録したところでございます。これは、暮らしの情報に加え、具体的な転職先の働く情報もセットで提供した対応が有効であったことから、今後、ハローワークを含め、多様な選択肢から就業先を見つけられるよう、Uターン就職希望者と企業とのマッチング機会の強化を検討しているところでございます。

また、デジタル技術を活用した取組につきましては、SNS等を通じた県内企業や就活イベント情報等の発信や、県内企業と学生とが出会えるインターンシップ・業界研究フェアや、県内若手社員で結成しましたシューカツNAGANO応援隊と学生との交流会をオンラインで開催するなど、主にUターン就職を希望する学生向けに実施しております。

今後は、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得企業など働きやすい企業の情報についてもSNS等を活用して効果的に発信し、Uターン就職希望者も含め、幅広くPRしてまいります。

最後に、若者がUターン就職を決める際の動機と支援策についてでございます。

本県の人口動態は、10代後半から20代前半にかけて転出が大幅に超過している一方で、30代は県外からの転入が超過しており、併せてゼロ歳から9歳も転入超過となっていることから、子育て世帯が多く移住しているものと考えております。

実際に県内に移住した方からは、子育ての環境、家族との時間、趣味の充実をかなえるため、出身地である長野県へUターン移住を決めた。また子供を伸び伸び育てたいという思いから、配偶者の出身地であります長野県への移住を決断したという声も寄せられておりまして、若者が県内に移住するに当たっては、育児・生活環境を重視しているものと考えております。また、各種調査結果では、地方への移住を決める際に、「希望する就労の場があること」の優先順位が高い傾向でございます。

こうした分析等を基に、3大都市圏からの移住者に対してUIJターン就業・創業移住支援金を支給し、引っ越し費用など初期のコストを軽減しているほか、子育ての時期が移住を考える大きなきっかけとなるため、18歳未満の子供1人当たり最大100万円を移住支援金に加算し、さらには、マッチングサイトを運営し、移住支援金の支給対象となる求人の掲載などを通じまして若者のUターン就職を支援する施策を展開しているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、県外の若者が長野県の暮らしに魅力を感じられるような施策について、移住者等に対する溶け込み支援についての2点について御質問をいただきました。

まず、県外の若者が長野県での暮らしに魅力を感じられるような施策についてでございますが、県では市町村等と連携した田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、若者・子育て世帯をメインターゲットに定め、本県の強みである豊かな自然、ゆとりある生活や特色ある教育環境などの魅力を最大限伝え、多くの方に信州暮らしを選んでいただけるよう取組を進めております。

具体的には、移住総合ウェブメディア「S u u H a a」を通じた婚活、教育等、若者や子育て家庭に訴求するリアルな信州暮らしに関する情報発信、また、信州やまほいく、農ある暮らし、温泉、サウナ等、信州ならではの暮らしの魅力が伝わる移住セミナーの開催、また、空き家のD I Yを通じて首都圏の若者等と地域住民が交流し、地域への愛着を育むことでつながり人口の創出を図るイベントの開催など、様々な取組を行っております。

また、先ほど産業労働部長からも答弁がありました大きなセミナーである「信州で暮らす、働くフェア」の折には保育士による預かりのサービスを行うなど、長野県は子育て世代にも優しいと思っただけのような工夫も行っているところでございます。引き続き市町村等と連携しながら、様々な関わりしるにより、本県の暮らしに魅力を感じ、関わっていただける若者等を増やす取組を行ってまいります。

次に、移住者に対する溶け込み支援でございます。

長野県では、移住者等が地域にスムーズに溶け込めるよう様々な支援を行っております。例えば、県内に既に移住された方を信州暮らしパートナーとして委嘱し、移住者等の幅広い相談に対応する。移住者を積極的に受け入れ、地域一体となって溶け込み支援を行っている地区を長野県移住モデル地区に認定する。また、移住者のネットワーク構築のための移住者交流会を開催するなど、市町村や民間団体等と連携し、取組を行っております。

昨年度、信州暮らしパートナーには、移住者等から暮らしや子育て等に関する相談が計384件寄せられ、県内各地域のパートナー21名が同じ移住者目線で相談に対応いたしました。また、県下4地域で開催した移住者交流会には計56名の方が御参加され、参加者からは、先輩移住者に生活のコツを聞いた。悩みが共有でき気持ちが楽になったなどの声が聞かれたところでございます。

このたび策定した信州未来共創戦略（仮称）案においても、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加」として、従前の取組の強化に加えて、市町村と地元が行う地域の教科書づくりの促進などにより、相互理解と交流が生まれる地域づくりに一丸となって取り組んでいくことを記載しておりまして、引き続き移住者等が地域に溶け込めるよう支援を行ってまいります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）郷土を愛する心を育む教育についてのお尋ねでございます。

本県では、地域の人、物、事を教材としたり、地域の産業、歴史文化、自然を生かしたりする学習等、地域について体験的に学ぶ教育を大切にできており、郷土を愛する心を育てていると考えております。

子供たちは、地域の人々と直接関わる中で、問いを持って探究的に学んでおり、例えば、高校では、生産者と対話しながら地域の特産物を使った商品を共同開発するなどの取組が行われ

ております。また、産学官が連携したイベントが県内各地で開催されるようになってきており、参加した小中高生にとっては、地元の産業について知り、そこで働く人たちの姿や思いに触れるよい機会となっております。

このように、地域を知ることとともに、地域で活躍する人の生きざまに触れる体験を通して、地域に対する誇りと愛情が生まれ、郷土で活躍しようとする意欲を育むことになっていると考えております。

また、教員自身が勤務する地域に愛着を持つ上で大切なことは、学校を地域に開き、教員が地域の人々と共に子供の学びを支え、教員が子供と一緒に地域に出て地域を知る学びを充実させることであり、このような教員自身の体験が、教員が勤務する地域への愛情を深めることにつながっていると考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、都会に住む若者や再就職を希望する若者に向けて、長野県で暮らし、働くことの価値についてのメッセージ。それから、若者の未来を支えるために長野県としてどう取組を進めていくのかという観点で2点御質問をいただきました。

まず、メッセージでありますけれども、ちょっと考えてみましたので、読み上げさせていただきますと思います。

都会の若者、再就職を希望する若者へのメッセージ。

都会で活躍する若い皆さんへ。

長野県は、あなたの情熱を生かし、希望を実現できる場所です。

長野県には、世界をフィールドに活躍する多くの企業が拠点を持ち、最先端の技術やアイデアを生み出しています。また、食料の生産基地、日本を代表する観光県として、農産物や食料品の海外への輸出や、世界中から多くの観光客の受入れも近年一層拡大し、世界と直接つながっています。

さらに、医療・福祉、教育や公共交通、農業や林業など多くの職場が新しい力を求めており、自分の仕事が誰かの暮らしを直接支えている、そうした確かな実感を得ることができるでしょう。

加えて、長野県には都会で失われてしまった豊かな自然と温かなコミュニティーがあります。世界に誇れる美しい山々や清流、温泉に囲まれた生活は、あなたの心身の健康を支え、クリエイティブな発想を生み出す原動力となるでしょう。リモートワークやスタートアップを支援する環境も整っており、自らの価値観に合った新しい働き方、暮らし方を実践することもできます。

子供をお持ちの方には、信州やまほいくなどを通じて、豊かな環境の中で子供たちを伸び伸びと育てることができます。

多様な価値観を受け入れてくれる地域コミュニティでは、人々が互いに支え合って暮らしています。多くの人たちとのつながりは、必ずやあなたの暮らしの安心と心の豊かさを高めてくれることでしょう。

世界とつながる。地域を支える。自分らしく生きる。この全てを実現できる長野県で未来と一緒に作りませんか。あなたの長野県での挑戦を心よりお待ちしておりますという形で考えてみました。

るる御質問をいただいたわけでありますけれども、やはり長野県の価値、そして若者の心に届くメッセージを、これからも私どもはしっかり考えて発信していかなければいけないというふうに改めて感じております。

そういう中で、若者の未来を支えるためにどういう取組を進めていくのかという御質問であります。

各部長からこれまでの取組について様々御説明させていただいたところでありますが、まさにこの人口減少下の中で若者から選ばれる県にしていくということは、これまで以上に重要なテーマだというふうに考えています。

そうした観点から、市町村や産業界の皆さんとも一緒になっていろいろな取組を進めていくことが重要だと思います。

例えば、ユースセンターの設置、若者の所得の向上、さらには審議会等の委員に若者を登用することによって若者が行政や社会の活動にもっともっと参加していただけるような環境もつくっていききたいというふうに思っています。

これまで、人口戦略を検討する中でも、若者と随分対話をさせていただきましたが、自分が何かをしてもなかなか世の中は変わらないのではないかという雰囲気はまだ残っているというふうに思います。自分たちが行動すれば、あるいは自分たちが発言すれば社会が変わると、そうした体験、経験を多くの若者たちに持ってもらえるようにしていきたいというふうに考えております。

これからの長野県のさらなる発展のためには、若者を引きつける魅力ある県となることが大変重要だというふうに考えております。そういう観点では、垣内議員からもるる御指摘がありましたように、若者の皆様方の声の反映、そして若者の皆さんの意識の分析を通じて、これから一層若者政策の充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。郷土愛は、私は政治家にとって一番大事なものだと思っております。県内、県外にいる若者、または子育て世代が、長野県で暮らすことにさらに安心して、また快適に暮らせるよう、取組をお願いいたします。

子供たちの教育の中で、特に15歳から18歳の最も社会感度が育つ時期に郷土愛を醸成し、地域に対する愛着と誇りを育めるようさらなる取組をお願いいたします。

先ほども述べましたが、都道府県議会議員研究交流大会において断言していたことは、企業も地域も若者に選ばなければ未来はないということであります。

阿部知事から若者に対するメッセージをいただき、ありがとうございました。その思いのある阿部知事であれば、しあわせ信州創造プラン3.0の次世代創造プロジェクトの1番に掲げている「女性・若者から選ばれる県づくり」をしっかりと着実に進めていくと信じております。

また、隠岐島前高校が成功した大きな要因は、行政、企業、教育現場、そして地域住民が同じ危機感を持ち、一緒に考え、同じ方向を向き、失敗を恐れず突き進んだことだと思います。

その研究交流大会の際、隠岐島前高校の卒業生の言葉で一番印象に残ったのは、各県が魅力を最大限出さなければ諸外国に対して日本の魅力が伝わらないとの言葉です。行政、企業、教育現場、そして地域住民が一体となり、長野県の魅力を最大限発揮できるよう、県民の皆様全てにさらなる御協力をお願い申し上げまして、私からの一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、長野県農業を牽引する中核的経営体支援について5点、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援について3点、一括にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、長野県農業を牽引する中核的経営体支援についてであります。

本県では、人口減少・少子高齢化が進む中、若者の県外流出に歯止めがかからず、結果として地域の労働力や経済基盤が縮小し、地域社会の持続性が危ぶまれるなど、地方創生が喫緊の課題であることは周知の事実でございます。特に、農業分野においては、豊かな自然環境や消費地へのアクセスといった地域の特性を生かしつつ、農業従事者の高齢化や担い手不足への対策が大きな課題となっております。

私の地元である伊那・上伊那地域では、河岸段丘など恵まれた立地条件を生かして、花卉や野菜といった園芸品目や生乳生産が盛んに行われております。一方、持続可能な農業を実現するためには、中核的経営体の規模拡大や集落営農組織の強化、さらには目に見える生産性向上

につながるスマート農業の導入を推進し、稼げる農業への基盤強化を図ることが強く求められております。

そこで、今回の質問においては、農業経営基盤強化促進法の一部改正により地域計画の策定が進められる中、これからの地域農業の中心的担い手として位置づけられている中核的経営体への支援について伺ってまいりたいと思います。

現在の長野県農業における中核的経営体を取り巻く環境は、65歳以上の農業従事者が全体の73.5%を占め、担い手不足が進むなど、農業の存続に大きな影響を与えている状況でございます。特に、中山間地域が多い本県においては、1経営体当たりの経営耕地面積が1.5ヘクタールと小規模であるため、少人数での効率的な経営が求められているわけであります。

これに対し、中核的経営体が規模を拡大し、経営の効率化と安定化を図ることが農業の持続的発展につながるわけであります。

また、第4期長野県食と農業農村振興計画の本年度の農政部の主要施策においても、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」が掲げられており、中核的経営体の規模拡大に向け、本年度、経営体の数1万370、農地の集積率49%に対して、令和9年度には、経営体の数1万700、農地の集積率54%と数値目標も立てられております。そうした状況の中、農業の担い手や経営形態が多様化し、集落での話し合いを通じて地域計画を基に農地利用の最適化を進めることが求められているわけであります。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織の確保と育成に加え、経営管理能力や経営基盤の強化を支援し、安定した雇用確保とともに、家計と経営の分離や財務管理の強化、外部からの資金調達力、対外的な信用力を高めることで企業的な経営を実践できる中核的経営体の育成につながると考えます。また、新規就農者や担い手育成には、小規模で分散した農地の集約が困難で、農地確保や賃貸借の手続が複雑であり、農業技術だけではなく、経営スキルや財務知識の習得機会が不足しており、収益基盤の脆弱さから収入が安定しにくいことも課題として挙げられているわけであります。

そうした中、地元では、上伊那地区新規就農促進連絡会議が中心となり、JA上伊那や上伊那農業農村支援センターなどと連携した就農相談や、本気で農業に取り組みたい人向けに農業インターン制度の提供、さらには、JA上伊那主催の担い手経営体・新規就農者合同セミナーなど多角的な支援を展開しているわけであります。

次に、中核的経営体の規模拡大には、農産物の販路拡大とともに、高付加価値化が必要不可欠でございます。

本県では、レタスやブドウなどの生産が盛んで、関東・中京圏にも近い立地という利点もありますけれども、これに加え、付加価値の高い作物の栽培やブランド化が進めば、市場での競

争力が強化され、収益が向上するわけであります。大規模な中核的経営体であれば、品質管理や市場ニーズに応じた生産体制も整えやすく、高付加価値農産物の提供を可能とするわけであります。さらに、DXの導入も規模拡大を後押しする要因となります。

農業におけるデジタル技術の活用が進む中、規模の大きい経営体であれば、スマート農業の導入や効率的なデータ管理が可能となるわけであります。例えば、IoT技術を利用した温度・湿度管理や、収穫時期の最適化を通じて生産性を向上することが期待されます。中核的経営体の強化や規模が拡大することで、こうした先進的な技術を導入し、収益を確保できる体制づくりが進むと考えます。

伊那市においても、スマート農業技術を駆使した先進的水田複合経営の実証プロジェクトが行われ、自動運転トラクターの導入では作業時間が50%削減された。自動水管理では、栽培期間中の水管理時間が83%も削減されるなど、成果が上げられている上、しっかりと明確な売上目標も立て、取組を進めているわけであります。

以上のように、長野県農業における中核的経営体の強化、規模拡大は、労働力不足、効率化の必要性、法人化による経営基盤の強化、高付加価値化の追求、そしてデジタル技術の導入など、様々な要因によって支えられております。規模拡大によって安定した収益基盤を確保し、農業を持続可能な産業として発展させることが、長野県の地域経済全体にとっても重要な意義を持ち、冒頭で申し上げました地方創生に寄与するものと考えられるわけであります。

そこで、1点目として、本県では、中核的経営体を農業の主要な担い手として位置づけ、認定農業者、集落営農組織、新規就農者などを中心に、農業構造の転換と効率化、競争力の強化を図ることを推進していますが、県内における中核的経営体の現状と課題、そして、地域計画の策定支援を進める中で、中核的経営体の位置づけなどを県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、中核的経営体の強化や規模拡大に向け、県では経営支援と農地集積を進めていますが、これまで支援を行ってきた経営体の経営改善状況及び成果についてお伺いいたします。

3点目として、新規就農者や担い手確保及び育成を目的として設けられた就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」は、体験イベント情報や研修制度、助成金や生活支援等の情報が掲載されており、県外の就農希望者が長野県で農業を始める際に非常に参考になるという声を聞いたことがございます。当サイトの運営状況と具体的な成功事例、課題、今後の計画についてお伺いいたします。

4点目として、高付加価値化と販路拡大も中核的経営体の強化、規模拡大につながる取組がありますが、現在、県では、商品開発支援やブランド化、マーケティング、情報発信の強化が

進められている中、流通事業者との連携強化による新規市場開拓、県産農畜産物の輸出拡大に向け、上伊那地域で盛んであります花卉が重点品目として位置づけられております。高付加価値化への取組と併せて、海外への販路拡大の取組状況、今後の展開についても伺いいたします。

5点目として、スマート農業について、生産性向上や人手不足対策、データ管理など、収量や品質管理などの重要な役割を果たすことの理解は進んでおりますけれども、やはりデジタル技術の導入コスト負担、オペレーション技術の習得が課題とされております。さらなる普及には、経営体の導入支援、技術研修の充実が求められておりますが、県としての支援、取組状況、今後の展望について伺いいたします。

続いて、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援についてであります。

改正産業競争力強化法が本年5月に成立し、9月に施行されました。アフターコロナ時代において、回復基調である日本経済ではありますが、人手不足をはじめとする労働生産性の課題や賃金格差などが顕在化してきております。

これらの課題に対応するため、産業構造改革を目的とした中堅企業やスタートアップへの支援強化が本格化する動きが見られております。国としても、本年を中堅企業元年と位置づけ、ポテンシャルを秘めた成長意欲を持つこれらの企業に対して大型設備投資やM&Aなどによる事業拡大を税制面でサポートし、雇用増、賃上げといった地域経済の牽引役としての期待感が高まっています。

そこで、県内経済においては、中堅企業に該当する企業は、マスコミ各社、また各種シンクタンク等の調査で若干の差異はあるものの、約100社程度であると推定されております。また、県内経済にもたらす影響について、製造業が主要産業であることから、中堅企業の該当率が0.33%であるものの、売上高は約2兆3,500億円、市場占有率は14.55%と、他県と比べても長野県の中堅企業が県内企業を牽引していることが顕著であります。

そうした状況の中、県内の中堅企業を取り巻く環境について、中堅企業数は、ここ数年、長引いたコロナ禍の影響もあり、業績不振による企業規模の縮小、また、資本金を減らす減資、税制優遇のある中小企業となることへの経営判断、県外への本社移転、全国的に見れば中堅企業から大企業へ成長したケースも100社以上あるなど、一概に企業数の増減で一喜一憂することはないのかもしれませんが、動向には注視する必要があるわけであります。

また、本県では、東京をはじめとする都市部への若者、女性の流出に歯止めがかからない状況であります。長野県経済を牽引する中堅企業や中小企業の支援を強化し、県内企業への就職、定着を促進することも重要であると考えます。具体的には、新規事業開発、省力化などの取組を通じて生産性を高め、都市部と遜色のない給与水準への賃上げや働き方改革を積極的に進め

る企業を増やすための支援が必要であると考えます。

また、経済産業省が進める地域未来牽引企業に選定されております地元企業の経営者からは、例えば、人手不足の問題について、業界自体の不人気、また条件に見合う人材からの応募がないのだと、こういった苦悩を口にする一方で、賃上げや働きやすい環境をしっかりと整えることができれば、新卒、中途をはじめ人手不足解消に必ずつながるのだ。こういった経験談を耳にすることもございます。

加えて、地域未来法に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数は、長野県では本年3月時点で244件、地域未来投資促進税制の特例確認件数が200件と、どちらも長野県が全国2位と、長野県として積極的に取り組んでいることは大いに期待するところでございます。

以上、長野県を代表する中核企業として、県内経済を支えるポテンシャルを秘め、成長意欲を持つ中堅企業には、新規事業の創出、雇用の安定、生産性の向上など大きな貢献が期待されるわけであります。今後、投資や雇用に対する支援について国と県がしっかりと連携を図ることで、中堅企業や、スタートアップ企業の多数を占める中小企業を牽引し、県内経済の活性化を進め、産業構造改革につながることを期待されます。

そこで、田中産業労働部長に3点お伺いいたします。

1点目として、県内経済において重要な役割を担う中堅・中核企業が地域の雇用維持や産業活性化にどのような影響を与えていると分析されているのか。また、これからの成長ポテンシャルを見据え、長野県産業振興機構による支援と併せ、今後拡充すべき施策や新たに注力すべき施策についてお考えをお伺いいたします。

2点目として、改正産業競争力強化法において、資金調達や税制支援を含む多面的な支援を受けることができる中堅企業とともに、地域経済の重要な担い手として地域経済の成長と活性化を牽引する中核的な役割を果たす企業を認定する地域未来牽引企業制度について、県として積極的に活用していると認識しておりますが、現状の取組と成果、今後の展開についてもお伺いいたします。

3点目として、リニア中央新幹線開業に伴い、地元では中堅企業への期待感が高まっております。企業誘致の面でも、リニア沿線の立地支援や産業集積エリアの整備が重要視されております。首都圏、中京圏、関西圏からのアクセス向上により広域ビジネス展開が可能となることを見据え、リニアアクセスを生かしたオープンイノベーションの形成や広域ビジネス促進などの誘致施策について県の見解をお伺いいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には5点御質問をいただきました。

まず、中核的経営体の現状と課題についてのお尋ねでございます。

市町村が経営状況などに応じて認定した農業者などの中核的経営体は、県内農地の約4割を担い、農産物産出額の約8割を占める重要な担い手でございます。また、農業者が減少していく中、農地を将来にわたり適正に利用、管理していくには、中核的経営体への効果的な農地集積が必要であり、各市町村で策定が進められている地域計画においても重要な視点となっております。

一方で、中核的経営体が担う農地を拡大し、経営を発展させるためには、作業の効率化や経営基盤の強化、従業員の確保等が課題と認識しております。このため、スマート農業技術の導入支援による生産性の向上や、就農希望者とのマッチングによる人材確保、家族経営体の法人化や経営力の向上への支援などを複合的に展開し、中核的経営体の強化を図ってまいります。

次に、中核的経営体の改善事例についてのお尋ねです。

法人化に関しては、中小企業診断士等の専門家を派遣して経営診断を行うとともに、法人化に当たっての課題分析や必要な手続の助言などをしたことにより、昨年度は新たに三つの法人の設立に至りました。また、経営改善に関しては、雇用に係る相談が増えており、昨年度は社会保険労務士を延べ14回派遣し、就業規則や福利厚生など雇用就労条件の整備を支援した結果、常雇用者の確保や経営の安定化などの成果が得られたところでございます。

今後、中核的経営体の強化に向け、経営に係る助言や設備投資に対する支援等を組み合わせ、総合的に支援してまいります。

次に、デジタル農活信州についてのお尋ねです。

昨年、県で就農相談を受けた方の4割弱がデジタル農活信州を経由しているほか、サイトの情報から農業体験や新規就農者里親研修など、就農に向けステップアップする事例も多く、県内就農に向けたツールとして活用いただいているところでございます。サイトのさらなる充実を図るため、利用された方の御意見を聴取しているところであり、より具体的な支援情報の追加や、掲載している情報へのアクセス性の向上など、バージョンアップを進めることとしております。

今年度は、新たに親元就農者確保のための動画の配信や就農支援情報の追加などに取り組んでおり、今後もより多くの方に有効に活用いただけるよう、ニーズに合わせて改良を重ねてまいります。

次に、花卉の海外への販路拡大の現状と今後の展開についてのお尋ねです。

本県の花卉は、ラナンキュラス、シャクヤク、トルコギキョウなどを中心に、主にアメリカのほか、台湾などのアジア圏に向け輸出しており、令和5年産の輸出額は10年前の約5倍の3,890万円となっております。

現在、県では、令和9年度の花卉輸出額1億円を目標に、アジア圏のバイヤーと生産者との

マッチングに加え、生産者や輸出事業者と連携した国際的な園芸博覧会への出展など、戦略的に取組を展開しているところであり、西アジアにおいて新たな取組が開始されるなど、徐々にその成果が表れてきております。極めて大輪などのオリジナル性や日持ちのよさが本県産花卉の強みであり、これにさらに磨きをかけ、付加価値を高めていくとともに、今後も、バイヤーの招聘や令和9年に横浜で開催される国際園芸博覧会への出展など、精力的に販路開拓に取り組んでまいります。

最後に、スマート農業のさらなる普及に向けた県の支援、展望についてのお尋ねです。

県では、先端技術の普及を総括する専任担当を配置するとともに、農業農村支援センターにスマート農業を担当する普及指導員を設置し、現地での実証や研修等を通じて普及を図っているところでございます。また、スマート農業機械・システムの導入に対する補助事業の積極的な活用の支援、オペレーションスキルの向上を図る研修や専任アドバイザーを派遣して実地指導をするなど、多面的な支援を展開しているところでございます。

本年10月、スマート農業技術の開発普及を促進するための法律が施行され、国においても積極的な支援策が講じられていくことから、この機会を最大限生かし、農業者に対してきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、農業のスマート化が当たり前となっている一步先の姿を見据え、導入支援や導入技術に適応した基盤整備、また、スマート農業技術を活用した作業の請負や機器のレンタル等を行うサービス事業者の育成など、ソフト、ハードの両面からの取組で実装を加速化してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、中堅・中核企業が地域経済に与える影響と今後の施策についてでございます。

経済産業省の調査によりますと、中堅企業は大企業を超える国内設備投資や給与総額の伸びがありまして、例えば、設備投資の過去10年間の伸びを見ますと、大企業がプラス7.3%の伸びであるところ、中堅企業はプラス37.5%の伸びとなっております、やはり国内経済にも大きく貢献しております。

同様に、この中堅企業は、県内でも地域内の取引を牽引し、賃上げや雇用にも貢献する地域経済の重要な存在であると考えております。

具体的な事例といたしましては、上伊那地域では、中堅企業の下に地域の製造業7社が集まり、単独では対応困難な技術課題や生産性向上を連携して対応したり、あるいは中堅企業の社員が講師となって品質工学などの研修講座を開催するなど、中堅企業が地域企業の経営力向上

に大きな役割を果たしておられます。

また、長野県産業振興機構では、中堅・中核企業に対しまして、産学官連携による高度な技術開発プロジェクトの構築をはじめ、国内外で開催される展示会への出展支援や商談会の開催による販路拡大などを実施しまして、さらなる成長を後押ししているところでございます。

こうした取組と併せて、今後は、先ほどの上伊那の事例のような中堅企業等が核となって複数の企業と連携して行う生産性向上の取組を拡充支援していくほか、経営資源の集約やスタートアップとのオープンイノベーションなどによる事業拡大、多角化を支援し、中堅企業への成長を促進する施策にも新たに注力してまいります。

次に、地域未来牽引企業制度についてのお尋ねでございます。

地域未来牽引企業制度は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的効果を及ぼす事業活動が全国で幅広く実施されるよう、担い手候補となる地域の中核企業を国が選定するものでございます。現在、全国で4,743社が選定されておりますが、県内では、これまで、全国7位の132社が選定されておまして、ロゴマークの付与による企業のブランド価値向上など補助事業等における優遇措置が設けられているところでございます。

また、本県の地域未来牽引企業が行います半導体製造装置向け精密板金部品の安定供給化や、次世代交通分野に関連した電子部品事業の開発、製造などにより付加価値創出額が増加するなど、県内経済においても大きな成果が生まれているところでございます。

今後も、県内の中堅企業と相まって、この地域未来牽引企業が地域経済の中核企業として活躍できるよう、地域未来投資促進法に基づく事業計画の策定や税制優遇等に向けた相談等の支援を行い、地域産業の高付加価値化につなげてまいります。

最後に、リニア沿線における企業誘致についてでございます。

リニア沿線における立地支援や産業集積エリアの整備につきましては、県としても大変重要であると認識しております。リニア中央新幹線の開業により交通アクセスの面で恩恵を受ける地域は、製造業はもとより、高度人材やクリエイティブ人材の集積が見込まれる本社機能、研究機関、IT企業など様々な分野の企業進出の可能性があると考えております。そのため、リニア中央新幹線開業を見据え、今の段階から、大都市との連携や県内外のスタートアップを招いたオープンイノベーションの促進、地域課題を持つ市町村とソリューションを持つ企業とのマッチング支援など、地域のさらなる魅力向上に向けた取組を推進しているところでございます。

このリニア開業は、広域的な地域経済社会の発展にとって大変大きな好機でございます。今後は、オープンイノベーションに加え、BCP視点からの本社機能や研究機関の誘致、ウェルビーイング向上のためのサテライトオフィスの誘致、また、副業・兼業によります専門人材の

呼び込みなど、時代の潮流を捉えた新しいアプローチで企業誘致策を展開してまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいま小林農政部長、田中産業労働部長からそれぞれ御答弁をいただきました。

長野県農業を牽引する中核的経営体支援については、農政部としての具体的な取組の進捗、課題等に加えて、今後の見通しについてもお聞きすることができました。引き続き中核的経営体の強化、規模拡大に向け、積極的な取組を期待するところでありますけれども、その一方で、長野県農業を支えてきた、支えているのは、やはり小規模農家の皆さんであるわけであります。地域の話合いを通じて人と農地の見える化を進め、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を県としても推進してもらいたいと願うとともに、新規就農者について、上伊那地域では、リンゴ等果樹農家をはじめ、若い世代、女性の農業従事者も増えてきていると、こういった明るい兆しも見えてきているわけであります。

いずれにしても、長野県農業を牽引する中核的経営体の強化、規模拡大に向けた支援に加えて、長野県農業を支える小規模農家の皆さんに対する支援もお願いしたいと思います。

また、長野県経済を牽引する中堅・中核企業支援についても、上伊那の事例も含めて、県内経済の活性化を進めるべく、取組をぜひとも加速していただきたいと思う一方で、やはり中小企業・小規模事業者を取り巻く環境が厳しさを増していることも御理解を深めていただきたいと思えます。

例えば、少し矛盾した話になるかもしれませんが、積極的な中堅企業支援、特に、企業誘致を促進することによって、地元企業の皆さんからは、さらに人手不足が進むと、賃金格差をはじめ大きな逆風となると、こういった声があるのも事実でございます。これだけ人手不足の状況を踏まえると、取り合いになるのはある意味致し方ない部分があるのかもしれませんが、それでも、やはり先ほどの小規模農家の皆さんではありませんが、長野県経済を支えてきた、支えているのは、中小企業・小規模事業者の皆さんであるわけでありますので、バランスといたしますか、調和の取れた支援策をお願いして、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）公明党長野県議団、清水純子でございます。それでは質問させていただきます。

医師偏在指標数が県内でも最も低い上小医療圏への課題解決に向けた県の支援についてお聞きいたします。

令和6年の全国医師偏在指標は255.6、長野県は219.9です。県内で最も低い上小医療圏では155.2と、医師不足による現場の負担感が大変喫緊な課題になっております。

上小医療圏では、医師の偏在が依然続く中で、医師の高齢化及び医師の働き方改革が加わり、夜間・休日に患者を受け入れる病院群輪番制において、当番病院が決まらず、空白日が生じるなど、上小医療圏での医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。

これまで、当医療圏の救急医療体制の在り方について、上小圏域救急医療体制検討会において課題を共有し、できる対策は進め、そして、効果も現れつつあります。本年5月には、満床によって救急搬送患者を受けられない状態を解消するため、急性期医療を担う信州上田医療センターと依田窪病院の間で急性期医療後の転院受入れを行う診療連携協定を締結しました。これによって、信州上田医療センターのいわゆる救急止めの解消の効果はいかがでしょうか。

また、さらなる効果を広げるためには、下り搬送受入れ病院との協定を広げることが有効と思われませんが、いかがでしょうか。

加えて、長野県医学生修学資金貸与医師が当医療圏の公的病院へ9名派遣されております。依田窪病院では、輪番病院体制での空白日を中心に、信州上田医療センターが初期救急等の対応をする際修学医師を派遣し、救急外来受入れ態勢を守り、輪番病院体制を維持する体制を導入いたしました。

地域病院から中核病院へ医師等を派遣して救急外来に対応する新たな取組は、当医療圏の救急医療体制の維持に大変大きく寄与し、長野県医学生修学資金貸与医師の派遣により、医師不足病院のみならず、当医療圏の医師偏在の解消に向けた上田地域独自の取組になっております。

今後もこの取組を継続していくためには、修学医師の派遣数の確保は必須であります。引き続き上小医療圏への長野県医学生修学資金貸与事業における安定的な医師の派遣を強く求めますが、県の御所見を伺います。

さらには、医師不足や地域偏在の根本的な解消に向けて、医師不足地域で医師が研修及び勤務を選択しやすい仕組みが必要と考えますが、県の御見解を伺います。

現在でも既に課題となっている医師の高齢化。その先は、地域で担ってきた身近な医療の役

割の存続の問題にもつながってくると思っております。今後の医師偏在解消に向けた新たな観点として、医業承継の支援、仕組みづくりが必要と考えますが、御見解を伺います。

下り搬送に関する協定と中核病院へ医師等を派遣して救急医療体制を維持しようとするこれらの取組は、当医療圏での医師不足の状況の中で、救急医療体制の課題解決に向けた上田スタイルとして大変有効なものと考えます。この上田スタイルの仕組みづくりに対して、ぜひ県として積極的な財政支援を検討いただきたいと思います。御所見を伺います。

現在、救急搬送における軽症者の割合は4割を占め、受入れ病院の負担となっていることから、長野県救急安心センター#7119を開設して、救急車利用の適正化及び医療機関等の負担軽減に努めていただいておりますが、まずこの実績を伺います。また、県民へのさらなる周知によって設置目的の効果を上げることが必要と思っておりますが、御所見を伺います。

4割を占める救急搬送の軽症者への対応として、オンライン診療の導入も効果的だと思います。救急車利用の適正化、医療機関等への負担軽減、そして、コロナ期間で経験した未知の感染症対策時も想定した非常時の対応として、オンライン診療の活用を、受診者となる県民が安心して活用できる診療体制の構築を、今、しっかり進めておくことが必要であると思っておりますが、県内のオンライン診療の実施状況と今後の進め方についてお聞きいたします。以上、ここまで健康福祉部長にお聞きいたします。

昨年の11月議会の一般質問において、私は上田養護学校の学びの環境整備について質問をさせていただきました。

再度言わせていただきますと、上田養護学校は、昭和54年の開校。校舎築年数は46年。開校当時に想定した学校規模は120人。そして、現在は247人となっております。校舎の老朽化及び児童生徒数の増加による教室・施設不足のほか、スクールバスの乗降場所の確保も問題となっております。

加えて、上田養護学校は、千曲川の浸水想定区域内に立地しております。頻発化、激甚化する災害対応からも、災害時に自らの行動を判断することが困難な障がいを持つ児童生徒の安全確保に課題を抱えております。

このため、私は、さきの一般質問で、早期の移転改築を求めました。それに対して、教育長からは、教室不足などの狭隘化や施設の老朽化に加えて、校地の環境の安全性の観点からも施設の移転を含めて対応が必要と認識しており、できるだけ早急に検討に着手していくとの答弁がありました。その後、どのような検討がされてきたのかを伺います。

災害時の千曲川浸水想定区域内の安全面については、保護者のみならず、地域の方々からも、その後もずっと不安の声が届いております。なるべく早い時期に関係者の皆さんとの課題共有や今後の在り方の確認も含めた検討会の設置が必要と考えます。以上2点、教育長の答弁を求

めます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には上小医療圏における救急医療体制の充実に関して6点お尋ねがございました。

初めに、上小医療圏における診療連携協定の効果についてでございます。

上小医療圏における救急医療提供体制の課題といたしましては、どの病院も輪番に対応できない日が増えており、後方支援を行っている信州上田医療センターに大きな負担がかかっていることに加え、急性期経過後の患者の転院がスムーズに行えず満床となり、救急車を受け入れられない時間帯が生じていることなどが挙げられます。

こうした課題に対応するため、信州上田医療センターと依田窪病院との間で診療連携協定が締結されました。これにより、信州上田医療センターのいわゆる救急止めの状況は、令和5年度は月平均76時間でしたが、協定締結後の6月から10月までの5か月間の平均では28時間に減少したと聞いております。こうした協定をさらに広げることは、医療機関間の役割分担と連携を図っていく上で重要と認識しており、県としても引き続き助言等を行いながら地域の議論を促進してまいります。

次に、修学資金貸与医師の安定的な派遣についてでございます。

県では、上小医療圏を含む医師少数区域等に対して、修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師の優先的な配置に取り組んでおります。

医師配置においては、医師数に限りがあるため、医療機関や地域の要望、各圏域の医療提供体制を踏まえ、全県バランスや医師個人の事情に配慮しつつ、診療科ごとに調整しているところです。今後も、各地域の状況を考慮した配置を行い、上小医療圏を含めた医師少数区域の医師不足改善に努めてまいります。

そして、医師不足地域で研修や勤務を選択しやすい仕組みについては、県では、医師不足地域での研修や勤務を促進するため、医学生を対象とした臨床研修病院合同説明会の実施、修学資金貸与医師のキャリア形成プログラムに基づく配置等に取り組んでおります。

しかしながら、医師自らが医師不足の地域での勤務等を選択しやすい仕組みづくりについては、県の取組に加え、国が主体となった包括的な対策が必要であると考えます。現在国が検討している医師偏在是正に向けた総合的な対策では、医師不足地域で承継・開業する診療所への経済的インセンティブや、医師少数区域等で勤務経験を求める医療機関の管理者要件の拡大等が示されており、年内決定の予定と聞いております。今後は、国の対策等を踏まえながら、本県の医師不足地域の解消に向けた取組を一層推進してまいります。

三つ目に、医師偏在解消に向けた医業承継への支援等についてでございます。

本県では、65歳以上の診療所医師数が全体の40%を超え、今後も少子高齢化が進んでいくことから、医師偏在を解消し、持続的な地域医療体制を確保していくことは大きな課題であると認識しております。

また、医業承継は、後継者にとって土地や建物などを確保するための初期投資費用の軽減、スタッフを引き継ぐことによる医療人材の確保、患者を引き継ぐことによる事業見通しの確保といったメリットがあるだけでなく、地域住民にとっても慣れ親しんだ診療所等に通院できるといった安心感を与えるものと認識しております。

これまで、本県では、地域医療体制の確保につなげるため、長野県ドクターバンク事業による事業継続に課題を抱える医療機関と県内での勤務に関心を持つ医師との登録・マッチングや、長野県中小企業融資制度による中小個人事業主を対象とした資金供給などの支援を行ってきたところです。

こうした取組に加え、県内の医業承継の動向の把握、地域のかかりつけ医機能の充足状況の確認分析や診療所の承継・定着支援の検討についても県医師会等と連携して取り組むことにより、医師偏在の解消に向けた医業承継の支援に努めてまいります。

四つ目に、上小医療圏の救急医療提供体制への支援についてでございます。

上小医療圏における本取組は、地域課題を関係者が一丸となって主体的に解決しようとするものであり、他地域のモデルとなる有意義な取組と認識しております。

こうした中、地域の医療関係者の議論では、急性期経過後の患者を信州上田医療センターから地域の病院へ転院する際に、転院となることについての住民の理解不足や、転院時における患者の移動手段的確保などの課題が生じていると聞いているところでございます。

県としては、こうした課題に対応するため、地域住民を対象とした転院理解を促進するための普及啓発、病院群輪番制病院の医療機器整備に対する支援や、急性期経過後の患者の受入れ機能強化を図る病院に対する支援などについて地域医療介護総合確保基金等を活用し、必要な支援に取り組んでまいります。

五つ目に、長野県救急安心センター#7119の実績とさらなる周知についてでございます。

長野県救急安心センターを開設した令和5年10月から本年9月までの1年間で1万2,193件の相談が寄せられ、そのうち、119番通報を勧めたのは3,022件で全体の24.8%、通常受付時間を待たず自力での受診を勧めたのは5,831件で47.8%、通常受付時間に受診するよう勧めたのは1,643件で13.5%となっており、一定程度は消防機関や救急医療機関の負担軽減につながっているものと考えております。

県民への周知については、これまで、ポスターの作成・配布、テレビCMの放送、YouTube広告での配信や自治体広報紙への掲載依頼等に取り組んできたところです。本年8月

に実施した認知状況等の調査では、本事業を知っている人の割合は24.2%で、認知した媒体では、全世代を通じて自治体の広報紙が多い一方、若年層ではインターネットが特に多いとの結果になりました。

本事業を開始してからまだ1年ということもあり、まずは県民全体の認知度を高めるため、継続した広報が必要と認識しております。引き続き県民に身近な市町村や消防本部など関係機関にも御協力いただきながら、特に若年層に効果的と考えられるインターネットやSNSの活用を力を入れるなど、それぞれの年代で実際の利用につながるような広報を検討し、実施してまいります。

最後に、県内のオンライン診療の実施状況と今後の進め方についてでございます。

本県では、これまで、特に医療資源が不足している僻地における医療を補完するため、看護師等が患者に寄り添いながらオンライン診療を受けることができる、いわゆるD to P with Nによるオンライン診療の普及を推進しており、阿南病院と僻地診療である売木村診療所との間のオンライン診療や、木曾病院が行う僻地への巡回診療やグループホームへの訪問診療におけるオンライン診療の導入等を進めてまいりました。

僻地における取組は今後も継続してまいります。今後は、初期救急や在宅医療等といった地域により医療資源の不足が顕在化している分野においても、効率的な医療提供の観点からオンライン診療の活用が考えられるところです。そのため、地域医療構想調整会議等の地域の議論の場を活用し、各地域におけるオンライン診療導入についての議論の促進やその導入を支援してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には上田養護学校の学びの環境整備について2点質問をいただきました。

まず、検討状況についてでございますけれども、上田養護学校については、現在の施設の状況や今後の児童生徒数の見込みなどを踏まえ、改築する場合の規模や内容、時期等について、関係機関への確認などを含め、検討を重ねているところでございます。

この中では、現地建て替えの可能性についてハザードマップや千曲川の治水対策を踏まえた校舎の建築工法などの確認を行う一方で、移転の可能性について、児童生徒の通学の利便性を踏まえた適地の考え方、活用可能な施設、土地の情報などについて関係部局や学校が所在する上田市と情報交換するなど、現地建て替えと移転の両面から多角的に課題の整理を行っているところでございます。引き続き児童生徒の安全で安心な学習環境の実現を最優先にして検討を進めてまいります。

続きまして、検討会の設置についてでございますが、上田養護学校が将来的にどうあるべきかについては、地域の皆様の御意見をはじめ、様々な観点から幅広く議論することが必要と認識しており、保護者や学校評議員、地元の市町村及び市町村教育委員会、有識者などから成る検討会を今年度中に開催する予定で準備を進めているところでございます。

検討会では、上田養護学校の現状や課題を共有するとともに、安全面も含め、必要な環境整備の方向性や今後の学校の在り方について意見交換を実施したいと考えており、いただいた御意見を踏まえ、今後の上田養護学校のあるべき姿を具体化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君） 御答弁をいただきました。

先日、上田市で生まれ育ち、現在は東京でお医者さんを開業し、大学病院においてもオンライン診療を積極的に行っている40歳の医師の方と懇談する時間を少しいただきました。午前中に垣内議員から教育の中の郷土愛という質問がされておりましたけれども、その先生からも、最終的には生まれ育った郷土に恩返しをするということが頭から離れたことはないという言葉がありました。

地域の中の大事な存在である医業承継については、これだけ大事な存在を絶やすことがないよう、ふるさとの郷土愛も含めた人材確保の在り方の仕組みづくりが大きな効果を上げるのではないかというお話でありました。

ぜひ積極的なお取組を前に進めていただきたいと熱望して、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君） 次に、宮下克彦議員。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君） 諏訪市区選出、自民党県議団の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、ゼロカーボン戦略の加速化について伺います。

地球温暖化の加速傾向が顕著でございます。現在の長野県ゼロカーボン戦略の進捗状況はいかがでしょうか。エネルギー自立地域づくりの指定などをさらに進めて、2030年には温室効果ガス排出量を6割削減、2050年にゼロにするという目標をぜひ達成願いたいと考えております。

さて、今般、産業観光企業委員会等で、先進地視察としまして、山梨県企業局の水素製造施設、また、愛知県のセントレア空港等を視察しまして、東京事務所で福島県浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドの水素製造実証拠点の話をお伺いしました。

先進的な取組としまして、経済産業省では、外郭団体のNEDO、苫小牧など先進自治体や企業などが連携しまして、CO₂を回収して地下貯留する手法でありますCCS、カーボンキャプチャーストレージを活用してCO₂の削減に取り組んでいるところでございます。

国では、本年度、次期エネルギー基本計画を見直しまして、先ほど御紹介したCCSや、さらに進めて、その貯蔵したCO₂を航空燃料やメタンなどの別のエネルギーにつくり替えていくCCU、カーボンキャプチャーユーティリゼーションという手法もございます。日本に資源の多いヨウ素を原料に使ったペロブスカイトという軽量で曲げられる太陽電池を使ったり、水素の活用等を見据えて計画をつくり直しているということでございます。

長野県におきましても、ゼロカーボンの先進地として、新技術の活用も含め、ゼロカーボン戦略を見直し、加速化させていく必要があるのではないかと考えております。地層の関係でCCSやCCUSは長野県では難しいかなというところでございますけれども、ぜひ新技術を含めて進めていっていただきたいと思っております。

そこで、環境部長にお聞きしてまいります。

県は、昨年11月にゼロカーボン戦略ロードマップを策定して戦略目標の達成に向けた取組を進めておりますが、この中で、再生可能エネルギーについて、取組を加速化してもなお不足する量を新技術進展等でカバーするとしていますが、現時点での新技術に関する認識と期待感について伺います。

次に、水素の活用方法については、早川議員も質問しましたが、信大の新しい技術というようなこともございます。国の対応状況も含めて田中産業労働部長にお聞きしてまいります。

低炭素の水素等と既存の原料、燃料との価格差を助成する制度の創設等を盛り込んだ水素社会推進法案が10月23日に成立しまして、山梨県、愛知県、福島県など水素エネルギーへの取組は進んでいますが、県内の水素活用の検討状況を伺っておきます。

次に、吉沢公営企業管理者にお聞きします。川中島の水素供給施設は、国の実証モデルとして貸与期間が令和8年度で終了してしまいますけれども、今後の対応として、県公用車の水素自動車化など、水素ステーションの活用を前向きに検討すべきではないでしょうか。

次に、諏訪環境部長にお聞きします。ゼロカーボン戦略では、策定後5年目となる令和7年度を見直しの時期としてあらかじめ定めています。2050年ゼロカーボンを達成するためには、見直しを契機に取組を加速化させていく必要があると考えますが、どのような観点で見直しを進めていくか、伺います。

次の質問に移ります。海外の活力を循環させるシステムの構築についてお聞きします。

先般、議会の派遣で、ベトナム及びカンボジアの経済状況や労働力等について中川議員と共に調査してまいりました。調査報告は議会で過日行いまして、今後の予算等の審議に生かして

まいりますけれども、調査項目、県内企業の海外進出や外国人の人材確保、新規市場開拓、インバウンド、この項目とは別に、非常に感じたことがございます。東南アジア諸国の経済成長力や若々しい社会の活気、エネルギーには、現地で直接接しますと目をみはるものがございます。それは、少子化・人口減少対策にも資する点があるのではないかと感じたところであります。

例えば、他県の様子では、秋田県では外国人の受入れを経済連携協定、EPAによって様々な施策を打って、介護分野などで2020年には4,420人集めております。主にベトナム、フィリピン、中国からでございます。松本市は、カトマンズとの協力関係を結ぶと、さきに新聞で報道されておりました。

ビジネス関係では、生物学的に企業同士が連携して協力するという意味で、エコロジーシステム、エコシステムと呼んで協力連携しているようですが、東南アジアの社会の活力を、長野県と相手国に循環させる流れを検討いただきまして、グローバルな協力関係を築ければと思います、お聞きしてまいります。

東南アジアの若々しい活力を長野県に循環させるシステムを構築し、国際交流を進めることは、人口減少対策の足がかりになると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、中村企画振興部長にお聞きします。

海外から一時的に来日する外国人の県内への受入れを促進するためには、外国人にとっても生活しやすい環境づくりが求められると思いますが、現在どのような課題があると認識し、どのように対応していくのか、直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、知事にお聞きします。「信州未来共創戦略 みんなでつくる2050年の長野（仮称）案」で掲げる目指す社会には、外国人の活躍も掲げられています。東南アジアの活力を生かして各国と県がウィン・ウィンの関係を築いていくことが重要と考えますが、御所見を伺います。

〔環境部長 諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）ゼロカーボン戦略について2点御質問をいただきました。

まず、再生可能エネルギーに係る新技術への認識と期待感についてというお尋ねでございます。

現在、国においては、第7次エネルギー基本計画の策定に向けての議論が大詰めを迎えておりまして、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題として、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力の社会実装の加速化が必要とされているところでございます。

海なし県の本県では、洋上風力はできませんが、ペロブスカイト太陽電池については、国が11月に策定した次世代型太陽電池戦略において、早期の社会実装に加え、国内における生産体制の確立、2025年度からの国内市場の立ち上げなどを進め、2040年には約20ギガワット、これ

は一般的な原子力発電所20基分に相当するとのことですが、この導入を目指すとしているところでございます。

ペロブスカイト太陽電池は、軽量、柔軟などの性質により、建物の壁面など様々な場所に設置が可能であるという特徴があります。このため、積雪地の建物や耐荷重性の低い既築建物への普及も進むなど、再エネの生産量を飛躍的に伸ばす新技術としてその可能性に大いに期待するところであり、国や実用化に向けて取り組む企業等の動向を注視しているところでございます。

また、ペロブスカイト太陽電池の本格導入等により、余剰電力の活用も今以上に課題となります。このため、技術革新による蓄電池の大容量化や低価格化などに加え、余剰電力を水素に換えて貯蔵、活用する等の新たな技術の普及にも期待しているところでございます。

次に、来年度行う予定のゼロカーボン戦略の見直しをどのような観点で進めるのかというお尋ねでございます。

ゼロカーボン戦略は、長野県脱炭素社会づくり条例に基づき、野心的な目標を掲げた2030年までの行動計画として約4年前に策定いたしました。さらに、目標達成に向けた具体的な工程や施策効果を明確にするため、昨年11月、運輸、産業、再エネなどの部門ごとに推計削減量・生産量を可視化した上で、施策効果の高い重点施策と目標値を設定したロードマップを策定し、取組を加速しているところであり、まずは現在の取組を確実に進めてまいります。

その上で、戦略の見直しについては、2030年までの残り5年間にいかに効果的な取組を進めていくかが重要であり、ロードマップを策定した際の考え方も踏まえて、データに基づいた施策のアップデートを行っていくことが必要であると思っております。

戦略に掲げる施策の進捗状況や成果を総点検し、課題や問題点を洗い出した上で、国内外の先進的な取組や新技術の活用、社会情勢の変化を的確に反映し、具体的かつ実践的な内容としていきたいと考えているところでございます。

また、ゼロカーボン社会の構築は行政だけではなし得ません。県議会からの御意見をはじめ、県民や事業者、関係団体等との意見交換の機会を通じて、幅広い英知を結集し、戦略の見直しに反映してまいりたいと考えておるところでございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には県内の水素利活用における検討状況についてのお尋ねでございます。

次世代クリーンエネルギーの一つとしまして県内産業での利活用が期待される水素でございますけれども、本年度、県内の調査を行いましたところ、高温の熱を利用する食品製造業や機械製造業、医療・福祉といった分野における水素利活用の潜在的な需要が高いことが分かった

ところでございます。

この調査結果も踏まえまして、本年4月に設置いたしました長野県水素利活用検討プロジェクトチームで検討を重ね、10月に、中間取りまとめとして、今後取り組む四つのプロジェクトを提示させていただいたところでございます。

具体的には、一つが再生可能エネルギーを活用した水素製造と企業の利用、二つ目は、新たな水素生成技術による水素製造と社会実装、三つ目といたしまして、持続可能な観光を推進する水素の利活用、四つ目といたしまして、水素の長距離輸送による産業利用という四つの柱の下で今後産学官金によるコンソーシアムを立ち上げて、具体的に取り組んでまいります。

水素社会推進法が10月23日に施行されました。今後、より一層国や先行する他県との連携を深めながら、県内のプロジェクトを着実に進めていくことで、カーボンニュートラルの実現と産業競争力の強化につなげてまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）水素ステーションの活用についてお答えします。

企業局では、令和元年度から、長野市川中島の庁舎敷地内に水力発電による電気と地下水を利用したグリーン水素を製造するステーションを設置。あわせて、燃料電池自動車、F C Vを導入し、水素製造過程における消費電力の抑制や設備の耐久性、あるいは地元企業と連携したF C Vの走行データによるC O₂削減効果の検証、また、防災訓練や各種イベントでのF C Vと外部給電器を用いた電源供給の実証や水素エネルギーの普及啓発活動などに取り組んできています。

当事業は、令和8年度までの実証事業の位置づけであることから、各取組を通じ、水素エネルギーの有効性の検証などに努めるとともに、県の水素利活用検討プロジェクトにおける事業展開と連携し、水素の活用を計画している県内企業や大学とも協議しながら、県内における水素自動車の利用拡大といった視点も含め、水素ステーションの活用方策について検討してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には東南アジアの活力を長野県に循環させるシステムの構築について御質問をいただきました。

東南アジアは約6億8,000万人の人口を有し、若者が多く、近年は高い経済成長を見せるエネルギーに満ちた地域です。

今般策定いたしました信州未来共創戦略（仮称）案でも、世界の成長を取り込むとしました

が、人口減少が進む本県においては、こうした地域の活力を積極的に取り込んでいくことがますます重要になってまいります。

本県と東南アジアとの関係は、現地への企業進出やインバウンドなどの経済交流はもちろんのこと、近年は人手不足が深刻化する県内の産業や介護分野などにおける地域の支え手として東南アジアの皆様にご活躍いただいております、その数は年々増加しております。

県内で技術を学んだ東南アジアの皆様の中には、母国と長野県をつなぐかけ橋となっております方もおられ、こうした交流が長野県と東南アジア、お互いの地域の発展にも寄与しております。

国をまたぐ交流は、様々な人と人とのつながり、お互いの信頼関係があってこそ広がるものと考えております。このため、これまで、中国をはじめ、東アジア地域の自治体などとの間で、青少年交流や教育・文化といった様々な分野で市民レベルでも友好交流が行われているように、東南アジア諸国との間でも確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には外国人にとっても生活しやすい環境づくりの課題と対応についてお尋ねを頂戴いたしました。

県内在住の外国人数は年々増加しております。10年前の平成25年に約3万人だったものが、令和5年には約4万1,500人へと約4割増しという状況でございます。中でも、技能実習や留学などで来県する方は、10年前の約7,000人から令和5年の約1万8,000人へと約2.7倍に増加しております、急速に伸びている状況でございます。

今年度、県では、信州未来共創戦略（仮称）案の策定のため、技能実習生や留学生を含む外国人県民の皆様などと意見交換を実施させていただきました。主に、イベントや文化交流など県民の皆さんとの交流の場が欲しい、日本語や生活ルールなどを教えてもらえる場が増えるとよいなどの御意見をいただいたところでございます。こうしたことから、県といたしましては、外国人県民の皆様が県内どこにお住まいであっても県民との交流の機会があり、日本語や生活習慣などを学ぶことができる環境づくりを一層進めることが今後の課題であると認識しております。

このような課題を踏まえ、今般、戦略案の中でもお示しさせていただきましたが、日本語や文化の学習、県民との交流を含む外国人県民の暮らしを多言語対応によりトータルでサポートができる体制の整備、県の関係部署が情報を共有しつつ外国人に関する様々な課題に部局横断的に取り組むための県多文化共生推進本部（仮称）の設置などに取り組み、多様性が尊重され、外国人を含む全ての県民の皆様にとって暮らしやすい県づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には、東南アジアの活力を生かし、各国と本県とがウィン・ウィンの関係を築いていくことが重要と考えるがどうかという御質問をいただきました。

まず、宮下議員におかれましては、中川議員と共に、ベトナム、カンボジア、2か国を御訪問されましたこと、大変お疲れさまでした。様々な成果が上げられたことと思います。心から敬意を表したいと思います。

我が国は、失われた30年というように、経済的に非常に低迷した時期が続いたわけでありませけれども、東南アジアは、お話にもありましたように、人材的にも若い人たちが多く、非常に活気がみなぎり、経済発展を遂げてきた国が多いと考えております。そうした観点では、私どもとしても、東南アジアの国々とのこれまでの関係性を振り返りつつ、さらに未来に向けて発展させていかなければいけないというふうに思います。

私もかつて訪問させていただいたベトナムとの関係では、人材育成についての覚書を結ばせていただいたり、また、川上村からはレタス生産のノウハウの提供等を行ったり、リンゴの苗木を提供したりということと交流してきているわけでありませ。双方の課題やニーズをしっかりと持ち寄った上で、御指摘がありましたようなウィン・ウィンの関係をどのようにつくっていくかということとを改めて念頭に置いて、かつ、どこの国とも同じような形でやっていると成果が上がってきませないので、ターゲットとする国、地域、あるいは分野、さらにはどういう成果を上げていくのか、こうしたことを明確にして取り組んでいくことが重要だというふうに思います。

長野県としては、海外戦略、国際戦略を一層強化していきたいと申し上げてきておりますけれども、私たち長野県にとってこれまでも様々な関係があり、そして距離的にも近い東南アジアの国々との関係をまずはしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

お話にもあったように、長野県には既に東南アジアから多くの皆さんにお越しいただいておりますけれども、そうした方々の受入れ態勢の充実と、これからの産業発展のためにどういう戦略で、どういう国から、どういう方々にお越しいただくかということについても併せてしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、日本も長野県も人口減少の中で、東南アジアの国々との関係性は大変重要だというふうに思っておりますので、戦略的な政策をしっかりと打ち立てる中でウィン・ウィンの関係を築いていきたいというふうに考えております。

以上です。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

私が現地に行って何より目をみはったのは、ベトナムもカンボジアもそうなのですけども、日本語学校の学生さんたちの目の輝きなのです。これから半年以内に日本へ行くとのことですけども、わくわくして、非常にきらきらした目で希望にあふれた20代、30代の皆さん。この輝きは、今の日本ではあまり見たことがなく、私が中学生の頃に見たことがあるような目だなと、そんな感じでございました。この若々しい力をウィン・ウインの関係で前向きに御検討いただければと思います。

次に、令和7年度の当初予算編成及び組織改革の方向性についてお聞きします。

令和7年度当初予算編成方針が示されまして、重点項目として、人口問題への対応、ゼロカーボンの加速化、組織風土改革、かえるプロジェクトの推進などが掲げられております。

予算要求作業も各部局で佳境に入っていることと思いますが、政府の経済対策の39兆円の補正や、また、税制改正大綱にこれから年末までにまとまってくる年収103万円の壁の引上げ、また、来年度の組織改正等も含めて主な論点についてこの時点でお聞きしておきます。

まず、年収103万円の壁を引き上げて所得税の基礎控除の引上げを行う場合でございますけれども、今までも各議員から質問されてきたところですが、相当額の地方財源の減収が見込まれます。地方でしわ寄せを受けて節約することのないように国に対してどのような方向で地方財源の保持を要請していくかが課題であると思います。

そこで、総務部長にお聞きします。年収103万円の壁が変更された場合の地方財源の減少について、その影響をどう受け止め、国への働きかけを含め、どのように対応していくのか、伺います。

次に、災害復旧関連工事について、予算要求基準に示された部局長裁量経費の5%のシーリングをかけた予算編成の下で工事を行うということであれば、ここ最近の2割ほどにも達する資材高騰によって進捗が遅れてきてしまうと思います。予算づけを工夫してその完成時期を明らかにしたロードマップを示すなどして、早期完成を目指して促進する必要があると考えますが、建設部長にお聞きします。

近年発生する災害は激甚化しており、県は防災・減災、国土強靱化など、国の補助、公共事業費を最大限活用し、取組を行っているところですが、資材や人件費が高騰して事業費が増大傾向にあり、県民の安全を守る公共工事の進捗に影響を及ぼすと考えられます。県としてどのように取り組んでいきますか。建設部長にお聞きします。

次に、企画振興部長にお聞きします。人口減少のさらなる進展の中で、県内各地域においてそれぞれの地域特性や実情に応じた様々な課題が生じるおそれがあります。地域の特性や実情に応じた様々な課題をそれぞれの地域において自ら解決する力を強化するために、地域振興局

長の予算権限の拡大を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。企画振興部長にお聞きします。

さて、県庁の仕事はますます増加してまいりまして無理も追いつかずに休職したり、育休・産休を取ったりする職員が多いと聞いております。さらには、退職、転職等を考える職員もいるというふうに聞いております。

令和2年度からの県職員の早期退職者数は、令和2年度が64人、令和3年度が68人、令和4年度が91人、令和5年度は103人と年々増加傾向にあります。組織改革の取組については、かえるプロジェクトで鋭意改善を図ってもらっているところですが、仕事のますますの増加に対して集団皿回し状態と言われております。それが改善されて仕事の量は減ってきているのでしょうか。

社会学では、マックス・ウェーバーが、こういう大型な組織の官僚制の欠点をその硬さにあるとしています。かつて長野県の参与の大久保和孝先生もその硬さを挙げて、そのまま行くと大きな課題を残すというようなことをおっしゃっておいりました。

対策としましては、社会学上では、グラノヴェッターの弱い紐帯の強みという理論がございます。もっと柔軟なネットワーク型の組織、また、パットナムの孤独なボウリング理論というのもございまして、これはインフォーマルなサークル活動の活用などが組織に元気を与えるということで、ボウリングのサークル活動がなくなった場合、その組織の成果が減ってくるという、そういった事実を理論化したものでございます。

県庁組織も、かつて自主的な高嶺倶楽部活動というものがございまして、縦横の雑談も増えて、明るく楽しい組織の下支えになっていたのではないかと考えられますが、今はそれもやる余裕がなくなってきていると思われまます。

そこで、来年度の組織編成に生かすべく、知事にお聞きします。一部の職員から職場が集団皿回し状態で大変であるという声も聞いておまして、こうした状態が令和2年度からの早期退職の増加につながっているのではないかと懸念されます。早期退職増加の現状についてどう捉えていらっしゃるか。また、どう改善していこうとしているのか、伺います。

次に、県立中学校の評価と県立高等学校の特徴を生かした多様な人材の育成について伺います。

県立中学校の設置が屋代高校、諏訪清陵高等学校におきまして、10年余を経過しました。特徴ある高等学校教育の一環として成果が期待されまして10年が経過したわけですけれども、学校現場では、生徒たちの思いがどうであり、どのような検証や評価がされているのでしょうか。

また、都会の難関高等学校のように、各界で日本を動かしていくリーダーを輩出するような教育が長野県に生まれた生徒にはなかなか受ける機会が少ないように感じられますけれども、

高校教育の在り方や長野県に生まれた子供たちの可能性を考えますと、教育の方向性が大変気になるところでございます。

そこで、教育長にお聞きします。設置後10年を経過した県立中学校の設置効果をどう検証し、評価しているか。また、検証を踏まえて、県立中学校のさらなる充実を図り、県外の高等学校にも引けを取らないような医学部、難関大学へ進学する生徒を増やすことはできないか。それぞれの高等学校の特徴を生かして多彩な人材を育てていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、人口減少下における行政体制の在り方についてお聞きします。

これからの行政組織の在り方を考えますと、人口減少下で消滅が予想されるような過疎自治体、また、財政難で基金が底をつくような財政基盤の危うい自治体が出始めております。そのような自治体の課題を考えますと、現実的な一つの選択としまして、市町村の合併や、それを目指した県の支援や指導力が重要になってくるのではないかと考えられます。

また、県庁との距離の物理的な遠さ、今までも各議員から同様の話がございましたけれども、それをカバーするような広域的な協力連携が必要不可欠ではないかと考えます。岡谷ジャンクションの工事は、附帯工事も含めて令和29年度まで続く予定であると聞いております。事故も多発しております。ますます県庁は遠い存在になりまして、これから長野県庁から遠い中南信などの活性化のためには大きな工夫が必要ではないかと考えます。

そこで、渡辺総務部長にお聞きします。

県内における一極集中を是正し、地域ごとの活性化を進めるために、県内の南北距離の不便さを縮小するような組織の充実を進めることは検討できないでしょうか。

次に、市町村の存続の危機に対応しまして知事にお聞きします。市町村の財政基盤を強化し、活力を生み出すために、人口減少下における市町村の行政体制の在り方について知事の御所見を伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点の御質問を頂戴しております。

まず、いわゆる年収の壁の変更に伴う地方財源への影響、対応等についてのお尋ねです。

仮に個人住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、総務省では全国で4兆円程度の減収が見込まれると試算しております。その試算額を基に本県の個人県民税について機械的に計算いたしますと、減収額は約251億円に及ぶと試算しております。この規模の減収は、昨年度の県税収入額の約10%に及び、非常に大きな規模となるため、財政運営上多大な影響が見込まれ、個々の自治体で対応できる範囲を超えるものでございます。加えて、所得税を原資とする地方交付税の法定率分も減少することが見込まれ、仮に財源不足を埋めるための臨時財政対策債を

増発するとすると、地方財政の健全化に対する影響も懸念されるところです。

このため、引き続き状況や影響等をしっかり把握しながら、国に対しては、地方の住民サービスの提供等に影響が生じないように、恒久的な地方財源の確保を含めた議論を知事会等を通じて求めてまいります。

次に、南北距離の不便さを縮小するための組織の充実を進めることについてのお尋ねでございます。

県組織の配置、在り方については、先日知事からも御答弁申し上げたとおり、例えば、今御議論いただいている消費生活センターを松本に集約し、本庁で所管している啓発・情報発信等の業務を移管するなど、県民の利便性や地域の実情も十分考慮しながら柔軟な配置やサービス提供に努めているところでございます。

今後、信州未来共創戦略（仮称）案に記載いたしました県土のグランドデザインの検討が進むことを念頭に置きつつ、県土全体を見据えた県組織の柔軟な配置について考えてまいります。

あわせて、運用面におきましても、地域振興局等への権限移譲、長野市に偏りがちな会議の開催場所の工夫、県幹部をはじめ職員が積極的に各地域に出向いて滞在すること、オンライン会議などのデジタルの活用など、県民や事業者、市町村の皆様との心理的な距離を縮めるための取組、改善にも力を入れ、どの地域に住んでいても、県庁をはじめ県組織を身近に感じいただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には資材価格の高騰に対する公共工事への取組についてのお尋ねでございます。

この3年で、工事の主要資材である生コンクリートの価格は27%、アスファルト合材は31%増加するなど、建設工事の資材価格は高騰しております。私どもで試算した結果では、県の1建設工事当たりでおおむね1割から2割コストが増大しているというふうに認識しております。

資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する部分も含め、必要な予算、財源については例年以上の規模で確保する必要があると考えております。

あわせて、改正国土強靱化基本法に基づき策定される国土強靱化実施中期計画においても、継続的、安定的に必要な予算、財源の確保が行われることが必要と考えております。これらについて、今年6月と11月に、知事を先頭に、国土交通省、財務省に要望したところであり、引き続き国にも強く訴えていく所存でございます。

また、県としても、厳しい財政の中ではありますが、予算の確保や事前防災への取組、事業効果の早期発現に努めているところでございます。特に、今回の補正予算案では、土砂災害に

よる被害の防止・軽減など、事業効果の早期発現を図るため、砂防堰堤工事などを前倒しして実施するための債務負担行為を計上させていただきました。

引き続き県民の皆様の確かな暮らしをしっかりと支え、守るために、必要な予算、財源の確保、事前防災への取組、並びに事業効果の早期発現に努めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○**企画振興部長（中村徹君）** 私には地域振興局長の予算権限の拡大について御質問をいただきました。

地域振興局においては、これまで、地域振興推進費、地域発元気づくり支援金、局長による各部局への予算提案などの仕組みを活用し、地域課題の解決や地域の特性、強みを生かした地域振興に取り組んでまいりました。

加えて、昨年度からは、県民参加型予算として、諏訪湖における魚介類の生息環境の修復や雪国での太陽光発電の普及など、それぞれの地域課題に沿った事業を予算化し、各地域振興局において取り組んでおられます。

地域振興局においては、これらの予算を有効に組み合わせて地域振興に尽力してきたところでございますが、一般に、予算については、地域ごとに分散するのか、また、集中させて課題を一気に突破するのかなど様々な方針が考えられるところでございます。

エリアごとに広域連合があり、その単位で地域振興局があるというのは、地方自治の観点からの長野県の特徴だと考えておりまして、折しも信州未来共創戦略（仮称）案の中でも、県が直接加入する形での広域連合の強化等も含めて、エリアごとの連携を見直すべきとしたところでございます。どのような形での地域振興がよりよいのか、地域振興局長の皆さんや市町村の皆様と共に研究していきたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 私には2点御質問をいただきました。

まず、早期退職者の増加に対する認識と改善策という御質問でございます。

議員の御指摘にもありましたように、近年、職員の早期退職者数は、徐々に増加傾向にあるというふうを受け止めております。増加の要因として考えられるのは、コロナ禍後の転職市場の活性化や、終身雇用がもはや当たり前ではなくなっているという時代背景の中、転職を理由とする退職者が増えているという状況であります。

ただ、その一方で、そうした転職を理由とした退職であっても、御指摘のとおり、例えば業務量が過剰だとか、やりがいを感じられないとか、そうしたことに起因することが退職要因として大きいということであれば、これはやはり組織としてしっかり対応を考えていかなければ

いけないというふうに思っております。

本年度から、早期退職者に対して詳細な退職理由を調査させていただいているところでありまして、要因分析を行った上で効果的な対応策を検討していきたいと思っております。

その一方で、業務が多いという部分については、かねてから職員からの問題提起もあり、かえるプロジェクトの中で取り組んでいるところでもございます。まだまだ十分だというふうには思っていないですが、先日も、私や副知事が参加してかえプロのモニターメンバーと意見交換をさせていただきましたが、その中でも、様々な取組の方向性のアイデアが出てきているところであります。

制度や国の法令等も含めて変えていかなければいけないところもありますが、一方で、県レベルでできるテーマも幾つもあるというふうに思っておりますので、できるところから速やかに改善して、そもそも県のやっている業務自体の減量化、効率化についてしっかりと図っていききたいと思います。その一方で、退職理由について詳細を把握した上で、それに対して的確に対応していきたいと考えております。

続きまして、人口減少下における市町村の行政体制の在り方についてという御質問でございます。

人口減少が進む中で、特に専門的な職員の確保が難しくなったり、税収がどんどん減ってしまふといったことが今後とも見込まれるわけでありまして、こうした問題は、小規模な自治体、あるいは中山間地の自治体ほど顕著になりがちだというふうに考えております。

一方で、全国的に見れば、平成の大合併でかなり市町村の合併が進んでいます。そうした前提で、国レベルでは、法令に基づく市町村の事務は一定程度の規模がある市町村を想定して考えてきているわけでありまして、小規模な自治体にとってはさらに事務の執行が難しくなってきているという状況であると受け止めています。

先ほども企画振興部長から答弁申し上げたように、本県の場合は、県内各地域に広域連合があり、市町村同士の連携基盤が一定程度整っているわけでありまして、こうした特徴を生かしながら、市町村間の連携や、県も加わっての事務の共同化を進めていくということが重要ではないかというふうに思っています。そうした考え方から、直接県が広域連合に加入した形での広域連携の強化といったようなことも検討していきたいと思っております。

例えば、諏訪地域においては、公共施設の維持管理等について市町村間の連携に向けた検討が進められていると伺っております。こうした各地域の議論に県としても協力させていただきながら、地域の実情、実態に合った連携の取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には県立中学校の評価と県立高等学校の特徴を生かした多彩な人材の育成について3点質問をいただきました。

まず、県立中学校設置の検証と効果についてでございますが、県立中学校については、平成24年4月から屋代高校に、平成26年4月からは諏訪清陵高校にそれぞれ設置し、併設型の中高一貫教育を実施してまいりました。

中高一貫教育の検証については、令和3年3月に第1期長野県高等学校再編計画のまとめと課題の整理という形で公表いたしましたところでございます。この中では、2校ともに広範囲から志願者を集めており、近年の志願者数は200～300名程度、志願倍率は2倍台から3倍程度で推移してきております。その入学者は、学習意欲の高い生徒が非常に多く、お互いに切磋琢磨しながら高い目標と進路実現に向けて意識を高め合っている状況であると認識しております。

また、中学、高校の計画的、継続的な学習活動、探究活動が効果的に展開されており、全国学力調査の結果からも、学力面で非常に高い定着率がうかがえ、中高一貫教育の教育理念である伸びる力をさらに伸ばすことが実現できていると評価しているところでございます。

一方、課題といたしましては、6年間の区切りのない学校生活を心身ともに健康に過ごせるためのサポート体制をより充実させる必要があること、また、私立学校でも併設型の中高一貫校が増加してきており、より特色化する必要性があること、また、受験の低年齢化による小学生への影響といった課題があることも認識しているところでございます。

中高一貫校におけるこれらの成果と課題を基に、中高一貫校の特色を生かした学びの在り方を今後も引き続いて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、県立中学校のさらなる充実と医学部等への進学者を増やす方策についてでございます。

中高一貫校では、在学する6年間、をそれぞれの発達段階に沿って、屋代附属中学校では3段階に、諏訪清陵附属中学校では4段階にそれぞれ区分し、教育課程を計画的に展開しているところでございます。

また、高等学校入学者選抜がないことから、興味ある事柄や卒業研究等を中学から高校を通して継続的に取り組むことができるとともに、教科横断的な学習、探究学習、課題解決型学習等を積極的に実施して生徒の意欲的な学びを実現しており、医学部やいわゆる難関大学への進学者も増加してきていると認識しております。

また、今年9月に公表した県立高校の特色化に関する方針において、特定の大学進学への支援を強化していくことを特色化の一つの取組として位置づけたところでございます。今後も、地域の方々やOB等多くの外部人材の協力をいただきながら探究学習を充実させていくとともに、コース制の設定など様々な入試形態に対応できる体制を整えることにより、進路希望の実

現に向けて、生徒に確かな学力をつけるための環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、県立高等学校の特色化の方針についてでございます。

予測困難な時代の中、生徒自身が学びたい学びを今後さらにはかなえていくためには、広い県土にある様々な高校の一層の特色化、魅力化が必要である、そのように考えております。

このため、本年9月に県立高校の特色化に関する方針を策定いたしました。本方針の四つの視点を基に、それぞれの学校において地域のリソースを踏まえ、各学校において独自のカラーを出していくよう検討を進めており、その内容は、地域の関係者や中学生に分かるよう可視化し、情報発信していく予定でございます。

議員御指摘のとおり、これからの時代に合った特色ある高校づくりを進め、多彩な人材を育てていくことは重要なことと認識しておりますので、今後一層高校の特色化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁をありがとうございました。

資材高騰に伴う災害・被災の工事の完成等につきましては、国土強靱化の中期計画をこれからさらにバックアップしていただければと思いますけれども、ただ、その中期計画の補正がなかなか届かない事業種別もございます。その辺の財源の組立てを建設部を挙げていろいろと工夫して、災害を被ったところが早く完成するようにさらに進めていってほしいと思います。

また、組織改善、集団皿回し状態については、知事から御答弁をいただきまして、大分改善策も考えていただいているということでございます。私が考えるに、業務を減らすということは知事からも聞いていますけれども、デジタル化、ロボット化、RPAなどで自動化したり、苦情に対する対応を自動化するというようなことを徹底するチャンスだと思いますので、その辺で業務を減らすということ。また、リモートの対応を徹底化するというようなことでかなり進むのではないかと思います。

それとともに、県職員も人の子でありますので、仕事が多過ぎれば疲れも出てまいります。余裕がないかもしれませんが、元気な企業、例えば富士通などはクラブ活動が盛んで、バスケットやサッカーなど、そういったインフォーマルの組織で自分の好きなことをやるということは、それだけで元気が出てまいります。

ぜひ来年度、自ら参加して明るい笑い声が響くような、かつての高嶺倶楽部のようなインフォーマル組織を復活して笑顔と雑談を増やし、情熱ある県組織の力強さを復活していただきたいと心より要望しまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後 2 時17分休憩

午後 2 時33分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。今日は二つ大きな質問をさせていただきます。

一つ目。カスタマーハラスメント、以下カスハラと申し上げますが、産業労働部長に3点質問をいたします。

近年、顧客や取引先からの不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスハラが増加しており、労働環境の悪化や人材の流失、従業員の心身への影響など、流通・サービス業や公務職場、公共交通など、多くの職場で顕在化し、大きな社会問題となっています。

県職労が実施した県職員に対する実態調査では、「日常的に受けている」4.3%、「時々受けている」44.3%で、合わせて約半数の職員がカスハラを受けています。大声、罵声、脅迫が多くを占め、「受けたときに強いストレスを感じた」が76.6%となっています。また、来庁者からの著しい迷惑行為や理不尽な要求への対策として、県内では、県及び16市で職員の業務中の名札を氏名から名字のみにしています。

カスハラは幅広い職種で顕在化していますが、労働組合の調査によると、従業員の約半数、47%が過去2年間にカスハラを経験したと回答しております。暴言が40%、威嚇・脅迫15%、執拗なクレーム14%などとなっています。さらに、カスハラによる健康面への影響も大きな問題となっており、精神的に追い込まれ、鬱病などを発症し、労災認定される被害も出ています。

このような背景から、対策の立案に向け、県においても、まずは県内各業種、各企業でどのようなカスハラの事象が発生しているのか、聞き取り等により早急に事態を把握することが重要と考えますが、いかがですか。

二つ目。カスハラは、顧客とじかに接する職場のみならず、全ての業種、企業にわたる課題です。県としても、全ての労働者の被害防止という観点から、産業労働部を中心として、さらに全庁的に、総務部、企画振興部、県民文化部、健康福祉部、教育委員会等関係部局による庁内検討会議の設置が必要と思いますが、いかがですか。

三つ目。カスハラ防止の必要性を県民全体に周知するための有効な方策として、共同宣言の採択を提案し、御所見を伺います。

国では、専門家による検討会においてカスハラ対策の法制化に向けた議論を重ね、6月、報

告書素案がまとめられました。この中では、カスハラ防止は、労働者を守るという観点のみならず、個別企業における働きやすい環境を整備することにより労働者の確保定着に資するとともに、顧客等の利益につながるものとされています。

また、国では、パワハラ対策と同様に、企業に対して従業員向けの相談窓口を設置するよう義務づけるほか、顧客対応に関する研修の実施を求める方針で、来年の通常国会で改正法提出が見込まれています。

県では、近年、働き方改革をはじめ、価格転嫁と賃上げ、物流2024年問題等、労使、関係団体などによる共同宣言が採択され、一定の効果を上げています。カスハラ防止に対しても、県、労使団体、消費者団体等による共同宣言を早急に採択し、広く県民にその防止の重要性を認識いただくことが肝要と存じます。また、あわせて、各企業職場においてカスハラを受けた者に対する新たな専門的な相談窓口の設置を要望いたします。

続いて、知事に伺います。

ただいまの申し上げてきた状況の下、現在、国における法改正の動向とともに、各都道府県でも、条例制定を含め、カスハラ防止対策が進められています。東京都、北海道ではカスハラ防止条例が制定され、来年4月1日から施行されます。ほかにも、群馬県でも年内に条例案のパブコメが実施されるほか、愛知、秋田、埼玉、三重県等でも、条例制定を含め、カスハラ防止対策の検討会議が設置されています。また、県内でも、松本市では対策室の設置や、来年度中を目途にカスハラ防止条例の制定が予定されています。

知事におかれては、カスハラの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳と健康を守るため、カスハラ防止条例制定の方向性を示すとともに、早々に県内労使や主な業種の実務者レベルで構成するワーキングチームの設置等による同条例制定のための具体的作業に着手していただきたいと存じますが、御所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはカスタマーハラスメントにつきまして3点御質問をいただきました。

初めに、カスタマーハラスメントの実態把握についてでございます。

カスタマーハラスメントは、労働者の心身を害する行為であるとともに、企業においても、労働者の生産性や意欲の低下等、経営的にも損失を被るものであるため、防止対策が必要でございます。

ハラスメントの行為者が企業や事業所の外の者であることが、ほかのハラスメントとの相違点であります。また、カスタマーハラスメントは、事業者と消費者との間で問題が発生するのみではなく、事業者とその取引先の事業者との間でも問題が発生することも特徴でございます。

今後の効果的な防止対策の検討、推進に当たりましては、議員御指摘のとおり、県内の実態を把握することが必要であります。実態をまだしっかりと把握しておりませんので、できる限り速やかに事業者、労働者に向けた調査を実施してまいります。

次に、カスタマーハラスメント防止に係る全庁的な検討会議の設置についてでございます。

カスタマーハラスメントは、業種、業態により対応が異なるため、その防止対策は、事業者、労働者、消費者などの幅広い立場の方々に向けたものとなるものと考えております。先ほど申し上げました県内の実態調査の結果も踏まえながら、調査の関係部局による検討会議を立ち上げてまいります。

最後に、カスタマーハラスメント防止の共同宣言、専門的な相談窓口の設置についてでございます。

県を含めた行政や労使・消費者団体等での共同宣言の実施は、県民や事業者に対しカスタマーハラスメントは許されないという強いメッセージを発信できるものと考えております。カスタマーハラスメントの防止に係る機運醸成にもつながり、その結果、労働者が守られることや、共同宣言を実施した主体それぞれが自分事としてカスタマーハラスメントの防止に取り組むことにつながるといった効果も期待できます。

一方で、カスタマーハラスメントは、先ほど申し上げましたように、業種や業態により対応が異なり、共同宣言の実施主体として想定される団体も多岐にわたることから、今後、労使団体など様々な関係団体等の意見を伺いながら、共同宣言を含めた効果的な方法を検討してまいります。

また、新たな専門的な相談窓口の設置につきましては、現在、県の労政事務所や長野労働局及び各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにおいてカスタマーハラスメントを含むハラスメントに係る労働相談を受けているところでございますが、今後、県内の実態調査と効果的な施策を検討する中で、その必要性も含め、考えてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはカスタマーハラスメント対策に関連して、条例の制定について御質問をいただきました。

労働者、働く皆様方が安心して働くことができる環境を整備するために、このカスタマーハラスメントを防止していく取組を進めていくということは、今、産業労働部長からも御答弁申し上げたように、重要なことだというふうに思っております。

国においては、骨太の方針2024において法的措置も視野に入れ対策を強化していくということが閣議決定され、厚生労働省の労働政策審議会雇用環境・均等分科会においても法改正を見

据えた議論が進んでいるところでございます。そのため、条例制定の必要性については、その状況を見定めて判断していきたいというふうに考えております。

ただ、この問題は、よくよくいろいろな観点から考えていかなければいけないのではないのかと思っています。人口戦略の中でも寛容性というキーワードを取り上げさせていただいてますけれども、働く人、そしてサービスを受ける人は、本来は人としては対等な関係であるわけであります。したがって、やはりどんな局面でも、他人に対しては敬意を持つ、働く人に対しても敬意を持つということが必要ではないかというふうに思います。

その一方、我が国は、お客様は神様ですというような言われ方が昔からされているように、お金を払っているのだから気遣いをするのは当たり前ではないかといった風土があるのではないかと思います。

また、社会全体が、かつてに比べると非常にストレスが多くなってきているという中で、ささいなことでも誰かに当たりたくなってしまうといった傾向も社会全体にあるのではないかというふうに思います。

そういうことを考えると、個対個、あるいは労働者と顧客との関係性だけでなく、もっともつと社会全体でこうした問題を考えていかなければいけないのではないかと受け止めています。

先ほど宮下議員からも業務多忙の話があり、かえるプロジェクトの中で検討しているという話をさせていただきました。職員から出てきた問題として、国や県民への過度の忖度の禁止ということが言われています。これは、納税者のために我々公務員はしっかり頑張らなければいけない、それはもとより当たり前でありますけれども、職員の中には、それが行き過ぎているのではないかというふうに思っている職員もいるということだと思います。これは、公務に限らず、あらゆる分野でそうした思いを持っている人たちがいるのかなというふうに受け止めています。

そうしたことを考えると、この問題は、恐らく、単にルールをつくってはい終わりということにはならないのではないかと思います。今回、信州未来共創戦略の中では、寛容性ということ 키워ワードに新しい社会をつくっていくということにしておりますし、また、昔ながらの価値観を改めていこうという問題提起をさせていただいているわけであります。まさに、こうした問題も、そうした中で検討していかなければいけない論点ではないかというふうに思っております。

これまで、就業促進・働き方改革戦略会議で労使が関わるような問題を議論してきたわけですが、今後、この人口戦略を考え、実行していく枠組みの中でも、この問題は、多くの皆様方の問題意識を共有させていただく中で議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）お客様は神様であると某有名な国民的歌手がおっしゃって、これが長い間流通業界等を支配していたと。私も卸・小売で仕事をしておりましたので、本当にそう思います。それがインフレからデフレになっても変わっていないということは、本当に大変なことだと思います。

カスハラは、長いデフレと経済低迷の中で中間層が痩せ細って、格差拡大がもたらした面を否定できません。県としても実態を把握していただき、条例制定を含めてぜひ改善策に取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

続いて、八十二銀行と長野銀行の合併について伺います。

独占禁止法、以下独禁法と言います、の適用を除外するという特例を定めた地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律、以下特例法と言いますが、2020年11月27日より施行されました。2030年11月27日までに廃止される時限立法です。今回は金融関係について触れます。

特例法が施行された背景には、1、人口減少による事業基盤の縮小。2、企業の資金調達の多様化。3、ゼロ金利による収益の悪化。4、DX対応に関する多額の資金確保。5、ネット銀行やコンビニ、量販店、通信事業者等の金融事業参入などにより競争が激化し、地域経済の基盤である地銀の経営の健全性確保が必須と国は判断していると思われま

す。ここに至るまでの金融機関の再編の歴史をたどってみます。

1987年10月、ブラックマンデーで株価は史上最大の大暴落となりましたが、金融緩和の下、急回復し、1989年12月には史上最高値をつけました。しかし、翌1990年1月からは低下に転じ、以降金利の引上げや総量規制によりバブル経済は崩壊しました。失われた30年の始まりでもありました。

金融ビッグバンで、金融機関は潰れないという神話が崩れ、住宅専門金融機関や信用組合の経営破綻に端を発し、銀行や都銀までも含め、長期信用銀行、証券会社など破綻が相次ぎました。1991年から2003年度の間に、実に181の金融機関が倒産し、公的資金の投入額は25兆円にも及んでいます。

公的資金投入、一時国有化、合併等を経て、都銀13行、長期信用銀行3行、信託銀行7行から、一部地方銀行等を巻き込みながら、現在は信託銀行も含めて五つの大手金融グループに集約されています。ハードランディングで対応せざるを得なかったわけです。

地銀の多くは、そのときは厳しい再編は免れましたが、ここに至って政府は独禁法を改定してまで地銀の再編を進めようとしています。地銀が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化、

需要の持続的な減少によるものに限るといことです。さらに二つ目として、合併等による基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ基盤的サービスの提供の維持が図られること。三つ、合併等により利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇、その他の不当な不利益が生ずるおそれがあると認められることなど、いろいろと制限、認める条件がついています。

ここで、合併等によって不利益なもの、不利益を被らせると判断された場合は、内閣総理大臣は、その防止のための方策を求めることができるようになっていきます。

合併基準には様々なものがございます。HHI、金融の寡占度を表した指数や、貸出金のシェアですとか、いろいろなものがございますが、今申し上げたように、それをも外しても合併を認めざるを得ないという状況に相なっているのだというふうに思います。

金融機関の寡占排除は独占禁止法の一丁目一番地であり、1県1地銀は従来の仕組みからは到底考えられないことでした。全国でも進んでいますし、長野県でも同様に進んでいます。政府や大和総研の資料に基づいて少し説明を申し上げましたけれども、この中で、既成事実化している合併について実現した場合どうなるのか、県にお伺いしたいというふうに思います。

一つ目、合併の新銀行に対して県として期待すること、懸念することは何ですか。

二つ目、新銀行の預金量、貸出金、県内企業のメインバンクシェアはどれくらいになるか把握していますか。また、新銀行が寡占状態となり、融資先企業等に不利益が生じた場合、県としてどのような対応をするのか、伺います。

三つ目、県内は中小企業が圧倒的に多く、赤字決済の企業割合が全国平均に比べて大変多いです。こうした県内企業に対して金融面からの企業支援と産業支援の強化策をお伺いします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、八十二銀行と長野銀行の合併についてのお尋ねでございます。

両行におかれましては、この特例法の趣旨を踏まえまして、今回の合併の目的につきましては、両行の早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等によりよい価値を提供することを掲げられており、あわせて、合併後は、今まで以上にお客様に寄り添い、地域の一社一社の価値創造と、お客様一人一人の豊かさの実現に向け共に歩みますと表明されております。

これまでも、両行には、県内経済の発展への貢献はもとより、地域活性化や環境保全、社会福祉などあらゆる分野にわたり本県の発展に御尽力をいただいております。敬意を表するところで、また、両行では、顧客によりよいサービスを提供するという姿勢はこれからも変わらず、与信

判断などもこれまでと同様であると説明されておりまして、店舗の統廃合や両行の早期融和等を含め、顧客との信頼関係を第一として引き続き丁寧に御対応いただくことを願っているものでございます。

人口減少や気候変動など様々な社会課題が山積する中、合併後も、金融サービスの向上をはじめ、よりよい価値の提供により長野県から豊かさを実現していくため、引き続き地域経済社会の発展に御貢献されることを期待しております。

次に、新銀行のシェア及び融資先企業等に不利益を生じた場合の県の対応についてでございます。

金融庁の公表資料によりますと、2024年3月末現在の両行の預金量の総額は9兆4,573億円、貸出金の総額は6兆8,395億円でございます。また、民間の調査会社によりますと、両行合わせて県内企業の約6割がメインバンクと認識しているところでございます。

また、融資先企業等において不利益を生ずるおそれがあると認められるときは、特例法に基づき、金融庁や公正取引委員会が措置を講じることとしておりまして、金融庁では、融資先企業等と金融機関との個別トラブルについて相談窓口を設置して対応しているところでございます。

県におきましても、融資に係る相談窓口を設置して不利益に関する個別の相談に応じておりますが、今後も、こうした状況の変化による御相談にも丁寧に対応するとともに、必要に応じ国に情報を提供して連携するなど、適切に対処してまいります。

最後に、金融機関からの企業支援と産業支援の強化策についてでございます。

民間の調査会社によりますと、この2022年度の長野県の赤字法人率は66.7%となっており、足元においても、物価高騰、人件費の高騰、人手不足等により、県内の中小企業、特に小規模事業者の経営環境は厳しい状況に置かれているものと私どもも認識しております。このため、県では、中小企業融資制度によりまして、金融機関及び信用保証協会と協調して中小企業の事業活動を金融面で後押ししているところでございます。

経営の下支えとしましては、経営健全化支援資金により、物価高の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するとともに、借換えを通じたコロナ関連融資などの返済負担軽減策を講じております。

また、経営基盤強化事業成長支援としましては、信州創生推進資金により、AI・IoTによる生産性向上や新分野進出による経営多角化、ゼロカーボンに向けた取組などに低利の融資メニューを設けているところでございます。

加えて、先月閣議決定されました国の総合経済対策では、新たに経営改善、事業再生に取り組む事業者の資金繰りや、民間金融機関のプロパー融資との協調により、人手不足に対応する

省力化投資など多岐にわたる経営課題への取組に対する資金供給を支援する信用保証制度の創設など、資金面での対策を盛り込んでおりまして、県としましても臨機応変な対応を検討し、今後も、金融支援のほか、様々な支援策を通じて県内産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ答弁を頂戴しました。

昨日のNHK、今日の信毎の報道で、松商短大が実施したこの件に関する企業の意向調査が公表されました。八十二をメインバンクとする企業については、「影響はない」が70.5%ですが、長野銀行をメインバンクとする企業は、「影響はない」とする企業は39.0%で、逆に悪い影響というのが、八十二では6.3%、長野銀行では36.6%に及んでいます。

私のところに入ってくるお話でも、やはり合併される長野銀行とお取引をしている皆さんが大変不安に思っているということが分かっております。満足度はそれぞれの銀行によって分野ごとに異なっていますが、当然のことながら、培ってきた取引先との関係や融資判断基準は異なっています。

開業率は全国最下位ゾーンから抜け出しましたが、まだまだです。先ほど向山議員も触れられましたが、この中からスタートアップ、さらにはユニコーンまで育てていくためには、私は地方銀行の役割は非常に大きいものだと思います。このことが寡占によって障害にならないように、制度資金だけでは限界がありますから、県としても、今までの産業政策の中でそれをビルトインして、しっかりとした企業が育つように今後もお取組をいただくことをお願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る9月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案及び委員会提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員及び長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求め
る意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東 一 郎 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善

堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	高島陽子	埋橋茂人
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小山仁志
小池久長	グレート無茶	清水正康
小林あや	奥村健仁	百瀬智之
清水純子	川上信彦	加藤康治
勝野智行	勝山秀夫	毛利栄子
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するため
の支援を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	高島陽子	埋橋茂人

中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小山仁志
小池久長	グレート無茶	清水正康
小林あや	奥村健仁	百瀬智之
清水純子	川上信彦	加藤康治
勝野智行	勝山秀夫	毛利栄子
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

年取の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求め
る意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一 小林東一郎

賛成者

小山仁志	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	高島陽子	埋橋茂人
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子

川上信彦 加藤康治 勝野智行
勝山秀夫 毛利栄子 和田明子
両角友成 山口典久 藤岡義英
宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意
見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

小林東一郎

賛成者

風間辰一 服部宏昭 萩原清
佐々木祥二 西沢正隆 宮本衡司
小池清 丸山栄一 依田明善
堀内孝人 酒井茂 共田武史
寺沢功希 宮下克彦 竹内正美
丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜
向山賢悟 早川大地 垣内将邦
青木崇 高島陽子 埋橋茂人
中川博司 花岡賢一 望月義寿
佐藤千枝 丸山寿子 竹村直子
小林陽子 林和明 小山仁志
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶
清水純子 川上信彦 加藤康治
勝野智行 勝山秀夫 毛利栄子
和田明子 両角友成 山口典久
藤岡義英 宮澤敏文 小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東一郎

賛 成 者

小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清
佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 丸 山 栄 一 依 田 明 善
堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
寺 沢 功 希 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦
青 木 崇 高 島 陽 子 埋 橋 茂 人
中 川 博 司 花 岡 賢 一 望 月 義 寿
佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子 竹 村 直 子
小 林 陽 子 林 和 明 小 池 久 長
百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や
奥 村 健 仁 グレート無茶 清 水 純 子
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子
両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
清 水 純 子	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子
山 口 典 久	和 田 明 子	両 角 友 成
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称
使用の法制化を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

宮 本 衡 司 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	小 池 清
丸 山 栄 一	依 田 明 善	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
宮 下 克 彦	竹 内 正 美	丸 茂 岳 人
大 井 岳 夫	山 田 英 喜	向 山 賢 悟
早 川 大 地	垣 内 将 邦	青 木 崇

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東 一 郎	清 水 純 子	毛 利 栄 子
高 島 陽 子		

賛 成 者

小 山 仁 志	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁
グレート無茶	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	両 角 友 成
和 田 明 子	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案提出書

令和6年12月5日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛利 栄子 藤岡 義英
賛成者
小林 東一郎 高島 陽子 埋橋 茂人
中川 博司 花岡 賢一 望月 義寿
佐藤 千枝 丸山 寿子 竹村 直子
小林 陽子 林 和明 小山 仁志
小池 久長 百瀬 智之 グレート無茶
和田 明子 両角 友成 山口 典久
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

委第1号

少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案提出
書

令和6年11月29日

長野県議会議長 山岸 喜昭 様

提出者

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長

風間 辰一

長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案及び委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求める意見書案」、議第2号「転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するための支援を求める意見書案」、議第3号「年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書案」、議第4号「闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意見書案」、議第5号「投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意見書案」及び議第6号「緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第7号「選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 53 票

白 票 22 票

青 票 31 票

以上のとおり青票が多数であります。

よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	寺 沢 功 希	共 田 武 史	酒 井 茂
堀 内 孝 人	依 田 明 善	丸 山 栄 一	小 池 清
宮 本 衡 司	西 沢 正 隆	風 間 辰 一	佐々木 祥 二
萩 原 清	服 部 宏 昭		

原案可決を否とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明	勝 山 秀 夫
グレート無茶	奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
小 林 君 男	勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や
清 水 正 康	花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久
藤 岡 義 英	川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第8号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）議第8号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」について、提案理由を説明いたします。

「別姓にしたい？通称使用で十分でしょ？」、いいえ。そもそもの趣旨が違います。

日本経団連、一般社団法人日本経済団体連合会は、今年6月、「選択肢のある社会の実現を目指して 女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」と題して政府への提言を行いました。国内最大の経済団体からの力強く説得力あるこの申入れは、画期的でありました。

経済及び社会活動における成長のためには、多様性や公平性、包摂性を推進することが不可欠で、とりわけ我が国の女性のエンパワーメントは世界的に見て大きく立ち後れており、それを一步前に進める上で、当たり前といえば至極当然な要望と言えます。

経団連の提言は、女性活躍を阻害する社会制度の最重要課題のうち、見直すべき一つが民法750条の夫婦同氏制度であると指摘。時代と共に変化し、多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて一人一人の選択肢を増やす観点から、今後、法改正により、希望すれば不自由なく自らの姓を自身で選択できる制度を早期に実現してほしいと求めています。

実際に、95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を改めていることから、アイデンティティー喪失や自己の存在を証することができないため、日常生活、職業生活上の不便や不利益といった改姓、姓を改めることによる負担が女性に偏っている現実があることは、今国会の参議院本会議での代表質問に対する首相答弁でも明らかになっています。

家族観に対する国民の意識も変化し、人口の都市部集中、核家族化、晩婚化、少子化、国際結婚や離婚の増加など、家族の在り方は多様化しています。子供の姓はどうなるのかといった懸念や心配には、既に一般化しつつある婚姻の国際化経験で先行的事例が応えていると考えます。

これまで、慣例的に、企業は社員のキャリアの連続性を重視し、旧姓の通称使用を認めてきました。しかしながら、企業の現場において、社員の税や社会保険等の手続などに際し、戸籍上の姓との照合など負担を強いられるほか、長期的にキャリア形成をする女性、グローバルに活躍する女性、役員をはじめ意思決定層に登用される女性、自ら起業する女性等の増加に伴って、女性が不利益、不便を被る場面が一層増したことは、経団連調査結果において明らかです。

加えて、一人っ子同士の結婚の際の姓の選択や親に対する扶養などをどうするかといった問題も地域生活の身近なところで起きています。困っている人が現実にいること、これこそが選択的夫婦別姓問題の出発点であり、理解を進め、解決を図ることは政治の仕事です。

以上のことから、国内で限定的に旧姓の通称使用を制度化しても、日本はジェンダー平等や人権侵害の観点から、夫婦同姓の強制を是正しない限り、グローバルスタンダードからかけ離

れ、ひいては日本の成長につながらないと言えます。

日弁連も継続的にこの問題に向き合って推移を見守り、意見書等を提出するなど、行動しています。国連女性差別撤廃委員会は、これまで3度にわたって是正勧告を行ってきましたが、折しも10月の定期報告審議で、日本のジェンダー平等政策が国際基準に照らして大きく後れを取っており、改めて4度目の是正を求めたところです。

今なおジェンダーのジェの字を見ることや耳にすることに抵抗がある、時期尚早だ、国民議論を深めよとの御意見があることは承知していますが、政府が1991年の法制審議会においてこの問題の議論を提起してから30年余の歳月が費やされています。今日本政府が変わらなければ、多様化する国民のライフスタイルや成長に合致しません。したがって、選択的夫婦別姓制度を導入するのは今だと申し上げ、提案説明といたします。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

大井岳夫議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」に反対の立場より、自民党県議団を代表して討論を行います。

選択的夫婦別姓導入をめぐるっては、家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界や若者世代より実現を求める声があることは承知しています。一方で、導入により、日本が長きにわたって守ってきた伝統的な家族制度が大きく揺らぎ、我が国の国体や根幹を揺るがすおそれがあることにも配慮しなくてはなりません。

そこで、以下二つの側面より、選択的夫婦別姓導入における問題点を論じたいと思います。

1として、夫婦間の協議で意見が整わなかったら子の姓はどうなるのかという懸念です。最終的には家庭裁判所に判断を委ねればよいという考えもあるようですが、では、裁判所は何を基準に姓を決めるのでしょうか。夫婦双方が納得できる理由を示せるのでしょうか。極めて難しい判断となります。

また、選択的夫婦別姓を選択した夫婦の子は、必然的に父、母、どちらかの姓を選ばなくてはなりません。これを強制的親子別姓と表現する声もあるほど子への影響が懸念されます。

2として、家への帰属意識が損なわれることで、伝統的な日本の価値観、伝統が失われるのではないかという懸念です。

夫婦同姓は日本の伝統的な家族観を象徴しており、家庭内の一体感や調和を保つ重要な制度であります。実際、日本の長い歴史の中で、家という概念、家族制度という基盤は社会の土台を支えてきました。日本が古来より守り大切にしてきた家族観、価値観、先祖代々受け継がれてきた郷土への思いや家への誇りといった精神も、この選択的夫婦別姓をめぐる議論の中で改めて評価し、見直されるべきであり、守るべきものは守っていくべきと考えます。

また、結婚による改姓が不利益との指摘に対しては、結婚後も旧姓を通称使用することで解決することは可能であり、そうした不利益は、氏の通称使用が広がることにより一定程度は緩和されると最高裁の指摘にもあります。

選択的夫婦別姓をめぐる世論の賛否割合は、選択的夫婦別姓導入に賛成、反対がそれぞれ3割である一方、今の制度の中で旧姓を通称使用できればよいという方は4割とされています。多様性を尊重する社会にあっては、多様な意見を反映した法制度の整備こそ求める必要があるのではないのでしょうか。

さて、私たち地方議会が提出する意見書は、国に対して実行、実現を求めるだけで、あとは国で考えろという無責任なものではなく、時には、その実現、実行に当たっては共に汗をかくという覚悟を持った責任あるものでなければならないと思っています。そのような意味では、本意見書案は、ただ単に選択的夫婦別姓の導入を求めるだけの内容となっていないでしょうか。

家族に関連する法律は、明治の時代から極めて慎重に議論され、扱われてきました。家族というまさに国の根幹に関わる事項は、どのような不都合が生じるかといった側面も考慮しつつ、導入を望むのであれば、国民的議論、理解の下、判断されるべきであり、関係する環境整備も必要不可欠となります。その視点からも、まだ議論が成熟しているとは言い切れません。

以上の理由より、議員各位の賛同を求め、選択的夫婦別姓の導入に反対する討論といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 53 票

白 票 31 票

青 票 22 票

以上のとおり白票が多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明	勝 山 秀 夫
グレート無茶	奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
小 林 君 男	勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や
清 水 正 康	花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久
藤 岡 義 英	川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

原案可決を否とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	寺 沢 功 希	共 田 武 史	酒 井 茂
堀 内 孝 人	依 田 明 善	丸 山 栄 一	小 池 清

宮 本 衡 司 西 沢 正 隆 風 間 辰 一 佐々木 祥 二
萩 原 清 服 部 宏 昭

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第9号「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤岡義英議員。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡義英です。議第9号「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」について提案説明を行います。

さきの総選挙では、自民党派閥の裏金問題に対する国民の批判が大きく広がり、与党過半数割れという結果となりました。今、国会では、政治資金規正法の再改正の議論が行われており、企業・団体献金の禁止がされるのかが最大の焦点となっています。

そもそも、選挙権がない企業が巨額のお金で政治、政策をゆがめることは、国民の参政権の侵害であり、賄賂である企業・団体献金は禁止されなければなりません。政治資金は、本来、主権者である国民の浄財に支えられるべきものであります。

企業・団体献金は、リクルート事件などを受けた30年前の1994年、平成の政治改革のときに大きな焦点となりました。私は当時大学生でありましたが、そのときもとても注目しておりました。

税金を原資とする政党交付金の導入に伴い、意見書案に書かれているように、企業・団体献金をめぐっては、政治家と特定の企業・団体との癒着防止等を目的に、政治家個人に加え、政治家の資金管理団体に対する献金が禁止されました。

一方、政党及び政党への資金援助を目的とする政治資金団体に対する企業・団体献金は、平成の政治改革のときに、全面禁止に向け5年後に見直すと言われていましたが、現在まで放置されたままであり、政党交付金との二重取りが続いています。30年来の宿題とも呼ばれております。政党支部への献金と政治資金パーティー券購入の二つの抜け穴を塞ぐことが一番の課題となっています。

さて、2022年の企業・団体献金ですが、自民党の政党本部へは約25億円、政党支部へは、総務省届出分、都道府県選管届出分を合わせると約12億9,000万円で、全体の9割を占めています。石破首相は、企業の政治活動の自由を認めた1970年の最高裁判決を根拠に、企業・団体も寄附は禁じられていないと主張されていますが、判決では、同時に、巨額寄附に伴う金権政治

の弊害には立法政策で対処すべきだとの判断を示しています。

この間のメディアの世論調査でも、企業・団体献金の禁止を法案に盛り込むべきと答える人が圧倒的多数です。このまま企業・団体献金の禁止が盛り込まれない再改正が行われてしまえば、ますます国民の政治不信は深まってしまいます。新しい国会で30年来の宿題に決着をつけるときだと長野県から強く迫っていこうではありませんか。

国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を確保するために、企業・団体による政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーにおけるパーティー券の購入を禁じることを内容とする政治資金規正法の改正により、企業・団体献金を全面禁止することを求めるものです。議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

山田英喜議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）自由民主党県議団を代表いたしまして、「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」に反対の立場から討論を行います。

私たち政治家は、自身の活動をもって地域に対する思いや実現していきたい政策を有権者の皆様に伝え、賛同をいただくことで活動することができます。また、その活動の幅を広げていくには多くの資金が必要なことも事実であり、その中で賛同を得た企業や団体からの献金を受けられないとなると、もともとの資産家や既に地盤のある議員がどうしても有利な構造になりかねません。真の民主主義とは、いかなる人間も政治家として活動できることであり、その道を閉ざしてはなりません。

一方で、企業・団体献金が癒着や不透明性の象徴として批判されることも理解しています。

しかし、問題の本質は、不透明な運用にあるのであって、献金そのものではありません。

現行の制度では、一定額を超える献金について詳細な公開が義務づけられており、透明性を確保する仕組みもありますが、必要であればさらなる規制強化や監査体制の充実を図ることは重要であるものの、禁止という極端な措置を取るべきではないと考えます。企業・団体献金を

禁止すれば、政治資金の調達は個人献金や政党助成金に依存することになります。しかし、個人献金の普及は日本ではまだ進んでおらず、政党助成金に依存する構図は、特定の政党が圧倒的に有利になる不平等な政治構造を生みかねません。こうした代替手段に伴う問題は、より大きな課題を引き起こす可能性があります。

献金は、その運用における透明性を高め、不正を防ぐための規制強化は必要と考えますが、全面禁止という極端な措置は政治の多様性を失わせ、結果として声なき声を拾うことができず、国民生活に悪影響を及ぼすおそれがあることから、議員各位の賛同を求め、「企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書案」に反対する討論といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて54人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（山岸喜昭君）投票の結果を報告いたします。

投票総数	53 票
白 票	25 票
青 票	28 票

以上のとおり青票が多数であります。

よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹村直子	小林陽子	林和明	グレート無茶
奥村健仁	佐藤千枝	丸山寿子	小林君男
小林あや	清水正康	花岡賢一	望月義寿
山口典久	藤岡義英	百瀬智之	小山仁志
高島陽子	埋橋茂人	続木幹夫	中川博司
両角友成	小池久長	小林東一郎	毛利栄子
和田明子			

原案可決を否とする者の氏名

勝山秀夫	青木崇	垣内将邦	早川大地
勝野智行	加藤康治	向山賢悟	山田英喜
大井岳夫	丸茂岳人	川上信彦	竹内正美
宮下克彦	寺沢功希	共田武史	清水純子
酒井茂	堀内孝人	依田明善	宮澤敏文
丸山栄一	小池清	宮本衡司	西沢正隆
風間辰一	佐々木祥二	萩原清	服部宏昭

●委員会提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、委第1号「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

風間辰一長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）委第1号「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議案」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

少子化・人口減少は、県の将来にとって最も重要な課題であります。少子化の進行は、地域社会の存立基盤を揺がす大きな脅威となることから、議会では、令和4年3月に、県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例を議員提案により制定し、県の責務や取組、県民等の役割を定め、施策の総合的、計画的な推進を図ったところであります。

県は、昨年度、国の少子化対策の強化に合わせて、人口減少を前提とした社会づくり等の検討を新たに始めることとしたため、議会といたしましても、少子化・人口減少対策調査特別委員会を設置して、委員会の開催等を通じて執行部の取組状況を調査し、都度意見を申し上げてまいりました。

先月末に県から示された人口戦略案となる信州未来共創戦略（仮称）案は、今月にも決定されることとありますので、人口戦略の策定に当たり、特別委員会の発議として、特に次の3点につきまして県の対応を求めるものであります。

1点目は、県の人口減少による将来の影響が県民に伝わるよう情報発信を行い、行政だけでなく県民総参加で取り組む仕組みを構築し、施策を着実に推進すること。

2点目は、人口戦略には、若者の希望実現を最大限支援し、ライフプラン教育や若者の声を政策に反映させる仕組みを盛り込み、これらの実現に必要な予算措置を講じること。

3点目は、国に対して教育費の無償化等必要な施策を積極的に提言すること。

以上であります。

戦略の策定は取組の出発点であり、策定後の実効性の確保が重要であるとの認識から、申し上げました3点を踏まえた取組の強化を強く求めまして、本決議案の提案説明といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る12月13日午後1時に再開して、各委員長の報告案件並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時47分散会